

令和7～11(2025～2029)年度

東京社会協 中期計画

協働 でめざす

「東京らしい
多様性を活かした
地域共生社会」



社会福祉法人

東京都社会福祉協議会

つなげる笑顔のかけ橋

はじめに

このたび、東京都社会福祉協議会（以下、「東社協」）では、新たに『令和7～11（2025～2029）年度 東社協中期計画』を策定しました。

長く続いたコロナ禍や国際情勢悪化等の影響により、社会経済の状況はもちろんのこと、人々の暮らしや価値観、福祉や地域をとりまく状況は目まぐるしく変化しています。また、地域においては、人と人とのつながりが弱まり、社会的孤立がより一層深刻化するとともに、地域生活課題は複雑化・複合化しています。課題の解決に向けては、さまざまな主体がつながり、協働で取り組むことが不可欠です。

こうした状況をふまえて策定した新たな計画では、東社協のビジョンとして掲げている『東京らしい多様性を活かした地域共生社会』のもと、この先5年の取組みの方向性や視点として、“協働”ですめる「取組みの柱」を定めました。「取組みの柱」の設定にあたっては、東社協が東京の福祉関係者からなるネットワーク組織であることを改めて強く意識し、会員等へのヒアリングやアンケートを実施しました。そして、その中でお聞きした、各領域や地域における問題意識を出発点とし、検討を重ねてきました。

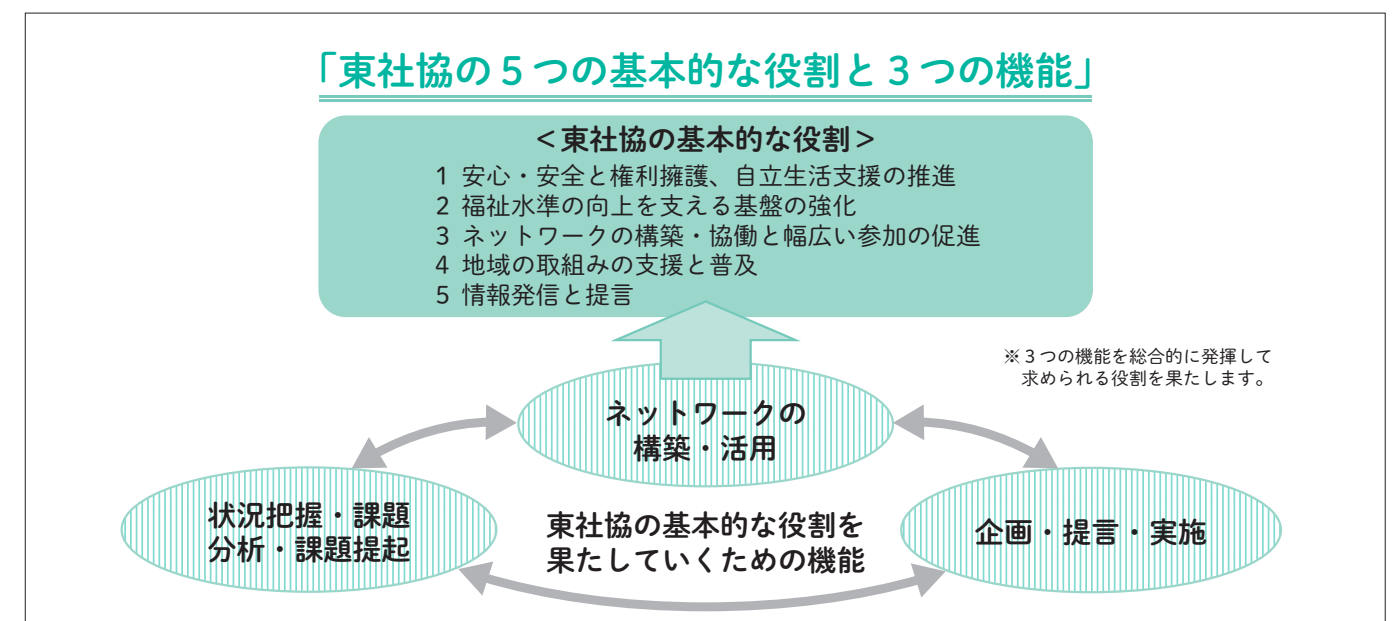
「計画」としてはありますが、目まぐるしく変化する地域社会に機敏に対応するため、具体的な事業・取組みについては、各年度の事業計画において、「取組みの柱」をふまえ、設定していくものとしています。また、取組みの推進にあたっては、従来整理してきた「東社協の5つの基本的な役割と3つの機能」※も引き続きふまえて取り組みます。

東社協を構成する業種別部会連絡協議会をはじめとする関係者の皆さまや、東社協内の各部室が丸となって、“協働”をひろげながら、東京らしい地域共生社会づくりをすすめてまいりたく、引き続きのご理解とご協力、積極的な取組みをお願いいたします。

令和7年3月

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会
会 長 木村 恵 司

※「東社協の5つの基本的な役割と3つの機能」



令和7～11(2025～2029)年度
東社協中期計画

目次

1	新たな中期計画の策定方針	3
2	策定の背景と求められる“協働”	4
3	中期計画 全体像	5
4	東社協のビジョン・めざす地域社会の姿	6
5	“協働”ですすめる「取組みの柱」一覧	8
6	“協働”ですすめる「取組みの柱」	10
	(1)「取組みの柱」Ⅰ つながり、支え合う地域づくり	10
	(2)「取組みの柱」Ⅱ 包括的支援と協働のしくみづくり	12
	(3)「取組みの柱」Ⅲ 暮らしの安心づくり	14
	(4)「取組みの柱」Ⅳ 福祉で働く人と支える組織づくり	16
	(5)「取組みの柱」Ⅴ 福祉の可視化と包摂に向けた共感づくり	18

コラム	“協働”の視点	20
-----	---------	----

【参考資料】

I	中期計画策定の検討にかかるヒアリング記録集	21
	1 葛飾区民生委員児童委員協議会	22
	2 社会福祉法人 調布市社会福祉協議会 調布市子ども・若者総合支援事業「ここあ」	26
	3 大田区社会福祉法人協議会（おおた福祉ネット）	29
	4 社会福祉法人 二葉保育園 児童養護施設 二葉むさしが丘学園	33
	5 東社協 知的発達障害部会 本人部会支援委員会	36
	6 公益社団法人 東京社会福祉士会	39
	7 社会福祉法人 豊島区民社会福祉協議会	44
	8 社会福祉法人 悠々会	47
	9 公益社団法人 認知症の人と家族の会 東京都支部	50
	10 東社協内の部会・連絡会等、会議でのご意見	53
II	東社協におけるこれまでの中期計画	56

※中期計画・ヒアリング記録集は、東社協ホームページからご覧いただけます。



令和7～11(2025～2029)年度
東社協中期計画

1 新たな中期計画の策定方針



ネットワーク組織「東社協」の特徴を活かした5か年計画に

今期中期計画は、「東社協」が、業種別部会の会員をはじめとする社会福祉法人や福祉団体、ボランティア・NPO、企業など、幅広い関係者の「ネットワーク組織」であることをより一層重視し、関係者とともに“協働”で取り組む5か年の計画として策定しました。

アンケートやヒアリングを通じて得た、それぞれの立場での問題意識や協働したい取組みなどの声を出発点として、策定をすすめました。



ビジョンの実現に向け、「取組みの柱」を設定

東社協では、『東京らしい多様性を活かした地域共生社会』をビジョンとして掲げています。

東京らしい多様性を活かし、幅広い協働により「個別支援」と「地域づくり」を双方向で循環させ、「めざす地域社会の姿」に向け、誰もが自分らしく暮らし・支え合う地域共生社会をめざします。

また、東社協というネットワークが協働ですすめる共通の方向性や取組みの視点として、この先5年の「取組みの柱」を定めました。さらに、「取組みの柱」の下に、これを実現するための「取組み項目」を掲げています。

今期中期計画は、いわば取組みの「旗印」としての計画です。各業種別部会や東社協内の各担当部署などが、それぞれの立場で、この「取組みの柱」を意識し、各年度の事業計画で具体的な取組みを考え、実施して行くことを想定しています。



取組みをすすめる上では“協働”をキーワードに

今期中期計画のキーワードは“協働”です。

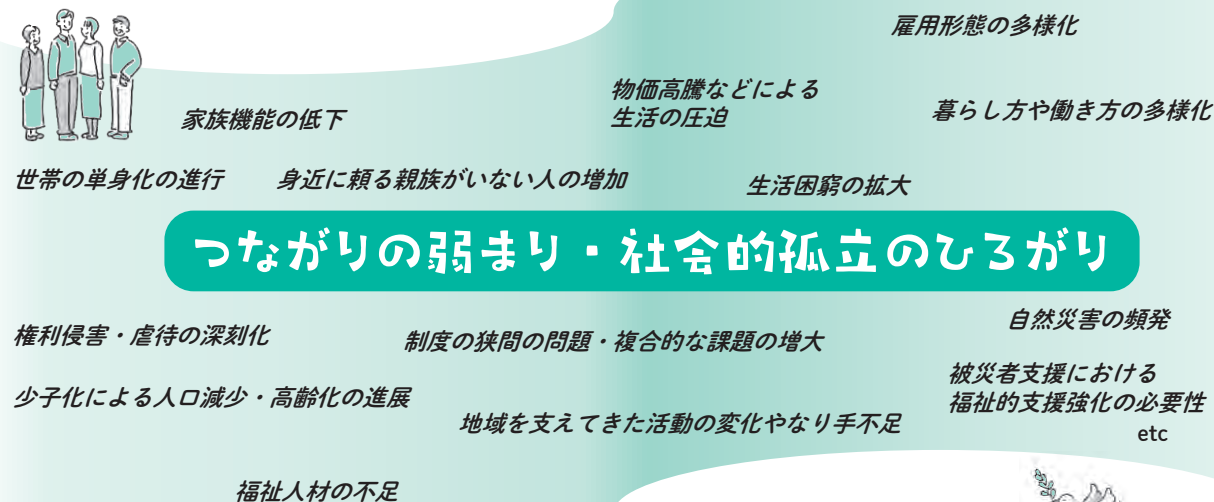
さまざまな地域生活課題、各分野や領域・地域における課題には、それぞれの主体が単独で取り組むことではなかなか前にすすめられないことが多くあります。そのような中で、「何に取り組むか」に加え、今後はさまざまな主体と一緒に取り組むことが、これまで以上に重要になると考えています。

今期中期計画の「取組みの柱」に向け、それぞれがつながり、未来志向で取り組む“協働”から生まれる大きな力で、地域共生社会づくりを推進していきたいと考えています。

2 策定の背景と求められる“協働”

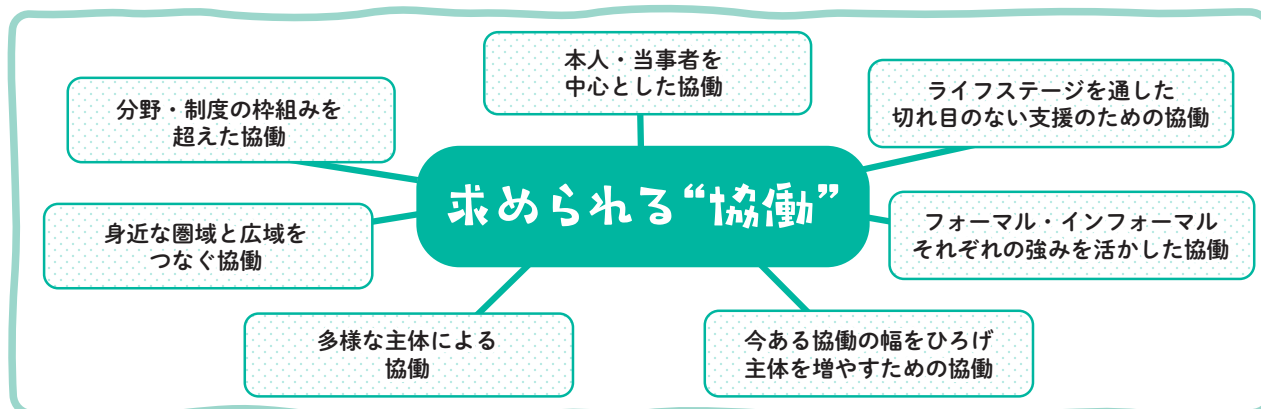
今期中期計画の策定にあたっては、以下のような状況や課題をふまえ、検討を行いました。長く続いたコロナ禍や、国際情勢等がもたらした社会への影響がみられる中で、より一層、人と人とのつながりが弱まり、社会的孤立のひろがり深刻化しています。

◆背景にある地域社会の状況や課題



こうした状況においては、縦割りの社会保障制度や、一つの機関・団体による単独での取り組みでは、支援を必要とする方たちを支えていくことは困難です。そのため、今、改めてさまざまな主体が問題意識を共有しながら“協働”することにより、地域課題の解決をはかり、「地域共生社会」づくりをすすめていくことが求められています。地域共生社会づくりの視点は、SDGsや、重層的支援体制整備事業などでめざされている包括的支援体制づくりの視点と共通のものです。

◆「地域共生社会」づくりに求められる“協働”



◆共通する視点

【SDGsにおける視点】

- ① 誰一人取り残さない
- ② 誰もが貢献できる
- ③ 持続可能な社会



【重層的支援体制整備事業における視点】

～包括的支援体制を構築するために

- ① 断らない相談支援
- ② 参加支援
- ③ 地域づくり



3 中期計画 全体像



めざす地域社会の姿

01

多様な暮らしを知り、認め合える地域

02

誰も見通しとつながりを持って暮らせる地域

03

一人ひとりの権利が尊重され、安心を高め続ける地域

04

専門機関から地域住民までが協働して福祉基盤をつくり上げる地域

05

地域課題の解決に必要な取組を主体的に開発する地域

“協働”ですすめる「取組みの柱」

I
つながり、支え合う地域づくり



II
包括的支援と協働のしくみづくり



III
暮らしの安心づくり



IV
福祉で働く人と支える組織づくり



V
福祉の可視化と包摂に向けた共感づくり



4 東社協のビジョン・めざす地域社会の姿

東社協のビジョン

東京らしい多様性を活かした 地域共生社会

さまざまな人が暮らす東京ならではの「多様な価値観」を認め合うこと、「多様な主体」が活躍すること、「多様な地域性」を大切にすること。この3つの多様性を活かしながら、幅広い協働により「個別支援」と「地域づくり」を双方向で循環させ、誰もが自分らしく暮らし・支え合う“地域共生社会”をめざします。

めざす地域社会の姿

01

多様な暮らしを知り、 認め合える地域

「多様な価値観」を持つ人が暮らす東京。誰ひとり排除されることなく、その人らしい生き方や暮らしを知り、認め合う地域をめざします。
また、誰もが参加・活躍できる機会と場のある地域をめざします。



02

誰もが見通しとつながりを持 って暮らせる地域

専門分化した制度では対応できない「狭間のニーズ」や「生きづらさ」がひろがっています。分野やライフステージを横断しながら包括的に支え合い、誰もが見通しを持って暮らせる地域をめざします。
また、誰もがつながりを実感できる、孤立しない地域をめざします。



03

一人ひとりの権利が尊重され、 安心を高め続ける地域

誰もが基本的な権利を侵害されることなく、意思表示や意思決定の支援を通じて、その人の持つ思いや力を引き出し、一人ひとりの権利が尊重される地域をめざします。
また、世帯の単身化や雇用の不安定化がすすむ中、暮らしの安心感を高めるとともに、突然起こる災害などにも強い地域をめざします。



04

専門機関から地域住民までが 協働して福祉基盤を つくり上げる地域

社会福祉法人や福祉専門職・地域住民・民生児童委員・企業・NPO・学校など「多様な主体」がつながり、それぞれの強みを活かした協働が生み出される地域をめざします。
また、福祉に関わる人がいきいきと活躍し、社会福祉法人が地域のニーズに応える存在として専門性を発揮できる地域をめざします。



05

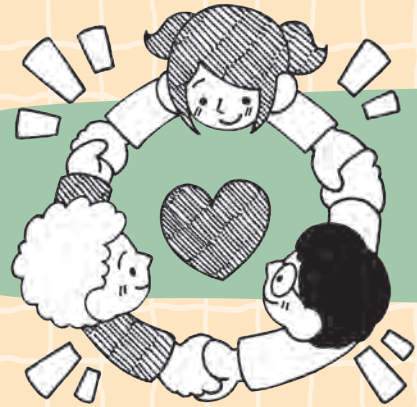
地域課題の解決に必要な 取組みを主体的に開発する地域

都心部から島嶼部まで、「多様な地域性」を持つ東京。それぞれの地域にあるニーズと社会資源の特性をふまえて、幅広い主体の参加と協働により、課題解決に向け必要な取組みを主体的に見出し、開発することができる持続可能な地域をめざします。
また、「支える」「支えられる」の関係をを超えて、ともに支え合い、つながり続ける地域をめざします。



“協働”ですすめる「取組みの柱」

取組み項目

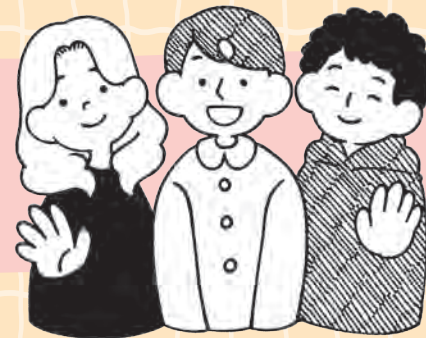


I つながり、 支え合う地域づくり

- 01 地域や社会とのゆるやかなつながりづくり
- 02 専門性や役割を活かした地域生活課題への対応
- 03 思いが“参加”につながる取組みの推進



II 包括的支援と 協働のしくみづくり



- 01 包括的・重層的な支援体制の構築
- 02 多様な主体による協働のプラットフォームづくり
- 03 地域づくりをすすめるコーディネーターの養成・活動の推進

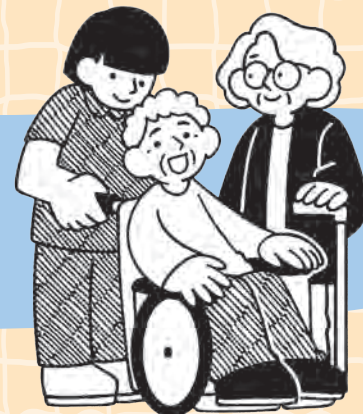


III 暮らしの安心づくり

- 01 暮らしのセーフティネット支援
- 02 災害にも強い福祉と多様なネットワークづくり
- 03 その人らしさを支える権利擁護支援



IV 福祉で働く人と 支える組織づくり



- 01 多様な福祉人材の確保・育成・定着支援
- 02 働きやすさと誇りの持てる職場づくり
- 03 次世代に向けた福祉の人づくり



V 福祉の可視化と 包摂に向けた共感づくり

- 01 福祉課題や福祉実践の可視化・情報発信
- 02 出会いと対話による理解と共感の促進
- 03 未来に向けた新たな協働やソーシャルアクション

6 “協働”ですすめる「取組みの柱」



1 つながり、支え合う地域づくり

✓ 背景にある状況や課題

子ども・若者から高齢者まで、世代に関わらず、社会的な孤立がひろがっています。国においては、令和6年4月から「孤独・孤立対策推進法」が施行され、「孤独や孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」をめざすことが示されています。孤独や孤立は、誰にでも起こりうる問題です。社会的に孤立した状態にある方は、自ら声を上げることが難しく、必要なタイミングで相談や支援につながらず、問題が長期化・深刻化しやすい状況にあります。

また、コロナ禍の影響やデジタル化の進行で、社会や個人の価値観も変容し、互いに思いや気持ちが失われつつあります。支援を求める声を上げやすい・声をかけやすい環境を整備し、必要なタイミングで、必要な支援が行き届く体制づくりや、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりが、より一層求められています。さらに、それぞれが持つ支え合いの気持ちや、地域社会に向け「何かしたい」という思いを着実に形にしていくことが、今まで以上に必要となっています。

01 地域や社会とのゆるやかなつながりづくり

- 一人ひとりが自分らしい暮らしを選択し、役割や出番・生きがいを持った生活を送ることができる社会が求められています。また、人と人、人と社会とがつながり、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、互いに支え合うことが重要です。
- そのため、身近な地域での居場所づくりやそれぞれの得意なことを活かせる場づくり、中間的就労等を通じた社会参加の取組みなど、社会的孤立の防止や問題の早期発見・予防にも資する多様なつながりや役割・出番の創出をすすめます。

VOICE ～会員それぞれの思い～

- ▶学童終了後の小・中・高校生の居場所づくりに取り組みたい。【保育部会会員】
- ▶学習支援・居場所づくりで社協・学校・ボランティア団体等と協働し、食支援などにも活動の幅をひろげたい。【母子福祉部会会員】
- ▶里親さんや地域で暮らす要支援家庭、一時保護後に家庭復帰したケースなど、地域で困難を抱えた方々のピアサポートや安心できる居場所をつくりたい。【児童部会会員】
- ▶不登校やひきこもり・8050世帯など、将来、孤立が懸念される相談が増加。地域のつながりづくりに取り組みたい。【社協部会会員】
- ▶高齢者の孤立リスクが高まる中、地域での見守りやサポートが必要。【民生児童委員】

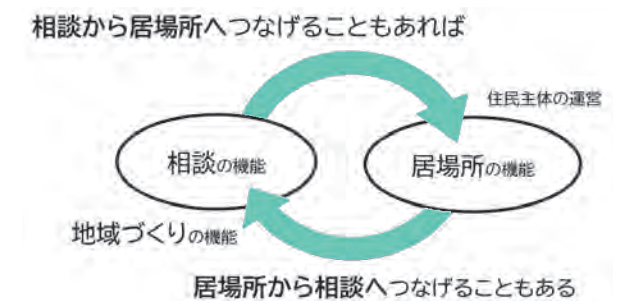
*「VOICE」欄には、アンケートやヒアリングなどを通じていただいた個々の会員のご意見などを抜粋し、概要を掲載しています。
* 所属部会名の略称…【高齢協】：東京都高齢者福祉施設協議会
【居宅連絡会】：東京都介護保険居宅事業者連絡会
【住民参加型部会】：住民参加型たすけあい活動部会

- ▶ひきこもりの方などを受け入れ、就業支援を行いたい。【障害児福祉部会会員】
- ▶医療の枠にとらわれず就労支援や学習支援に取り組んできたが、今後も地域の困りごとに幅広く対応したい。【医療部会会員】
- ▶交通不便地域での高齢者の移動手段の確保に協力したい。【高齢協会員】
- ▶地域の困難な問題を抱える女性や子どもへの支援をひろげたい。【女性支援部会会員】
- ▶住民参加型在宅福祉サービスを活用した、中間的就労の場を創出したい。【住民参加型部会会員】
- ▶精神障害のある方を支援しているが、できることがあれば高齢者の社会的孤立や貧困等の問題にも取り組みたい。【情報連絡会会員】

02 専門性や役割を活かした地域生活課題への対応

- 地域生活課題への対応にあたっては、地域住民や民生児童委員、福祉の関係機関・団体、企業や学校など、多様な主体がそれぞれの専門性や役割を活かすことが大切になります。特に社会福祉法人や社会福祉施設等が本来の機能を活かして専門性を発揮していくことや、民生児童委員が持つ同じ地域に暮らす生活者としての視点等を重視し、把握した課題を関係者で共有しながら、地域生活課題に対応する取組みをひろげていきます。
- 気軽に話ができる居場所づくりに福祉専門職がかかわることで、窓口以外のところでも相談や支援につながる取組みをすすめます。また、課題解決をめざしつつ、本人を中心とした伴走支援の取組みをひろげていきます。

図1：東社協がすすめる多世代・多機能型の活動拠点・居場所



【東社協・地域福祉部作成
／「重層的支援体制整備事業 実践事例集 Vol.3
(令和7年3月発行)」より】

03 思いが“参加”につながる取組みの推進

- 福祉やボランティア・NPOに関わる人たちにとどまらず、「地域や社会に貢献したい」「福祉を応援したい」「誰かの役に立ちたい」という人や企業の思いを活かし、社会全体で地域共生社会づくりに取り組んでいくことが求められます。
- それぞれの思いを形にして福祉や地域での活動に関わっていけるよう、さまざまな参加のあり方を提案し、活動への参加支援や寄附活動等を促進します。持続可能な社会に向けて、福祉や地域づくりに関わる資源や財源の確保、拡充に取り組みます。
- これまで地域を支えてきた町会・自治会や民生児童委員などのなり手不足が深刻化しています。これを地域全体の課題としてとらえ、従来のような活動のあり方だけでなく、思いを持った人が参加しやすい活動や環境について、検討していきます。

～ヒアリングから～

- ▶「きっかけがあれば地域社会のために動きたい・動いてもよい」という潜在的活動者がいるはず。施設がそのきっかけづくりや場の提供など、必要なサポートをしたい。【高齢協会員】
- ▶就労体験やボランティア活動など、働くことに不安がある子どもが活動しやすい社会にしていきたい。【児童部会会員】
- ▶既存の地域団体の高齢化・継続性が大きな問題となっている。福祉専門職と地域住民が一緒になってまちづくりを行う必要性を感じている。【高齢協会員】

- 「葛飾区民生委員児童委員協議会」では、葛飾区社会福祉協議会が支援する「小地域福祉活動」に民生児童委員も参加するなど協力し、サロン活動やイベント等を支えています。地域の“少し気になる方”にサロン活動への参加を促し、他の住民との関係もつくりながら相談機能につなげる等、民生児童委員ならではの視点を持ち、相談や気づきを受けとめる場としても活かしています。
- 調布市社会福祉協議会の「調布市子ども・若者総合支援事業ここあ」では、若者が人とのつながりの中で、社会経験を増やし自己肯定感を高められるよう、支援しています。これまでの社協活動で積み上げた地域との関係を基盤に、地域の理解と協力のもと、各自の得意なことやできることを活かす機会づくりにつなげています。



II 包括的支援と協働のしくみづくり

✓ 背景にある状況や課題

既存の制度では対応が困難な狭間の問題や、世帯全体で捉えて支援することが必要な複合的な課題など、分野別の縦割りの制度では対応できないケースが少なくありません。一人ひとりの困りごとに応じた包括的な支援体制を構築していくことが、地域福祉の施策として求められています。その一つとして、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的にすすめる「重層的支援体制整備事業」が創設され、東京都内でも令和7年度には30の区市において推進される予定です。

地域共生社会づくりをすすめる上では、この包括的支援体制の構築による専門機関同士の連携強化とともに、地域住民の気づきや主体的な活動との連携強化を積極的に図っていく必要があります。そのためにも地域住民が自分たちの地域のあり方を協議し、多様な主体とともに協働するプラットフォームの構築や、地域住民に身近な小圏域・中学校区等の中圏域・区市町村域、それぞれの圏域にアウトリーチしながら個別支援と地域づくりをつなぐコーディネーターの存在が求められています。

01 包括的・重層的な支援体制の構築

- 区市町村において、各地域の実情や特性に応じた包括的支援体制の整備がすすめられる中、東京全体の取組みの充実をめざし、福祉施設・事業所等の専門機関、社会福祉に関する活動者や地域住民の理解をひろげるため、情報共有や意見交換の場づくりをすすめます。
- 子ども・若者分野などのように、支援対象となる期間や年齢が制度上定められている場合や、障害分野において、年齢や状況に応じ生活の場が移行する場合などがあります。ライフステージによって関わりや支援が分断されないよう、分野や領域を超えて関係者が相互に連携して取り組み、本人を中心とした相談支援体制を重層的に構築していきます。

VOICE ～会員それぞれの思い～

- ▶ 家庭状況が複雑化・多様化し、一つの事業所では対応できない難しいケースが散見されている。関係機関の連携や重層的支援体制の整備が必要。
【知的発達障害部会会員】
- ▶ 重層的支援体制の構築は行政単位のイメージが強いが、広域的なセーフティネットとして、更生関係施設や母子生活支援施設等の位置づけを明確にしていきたい。
【更生福祉部会会員】
- ▶ 入所施設からの移行先が地域にないことが多い。実態調査や移行先の確保等、行政も含めた協働体制が必要。
【知的発達障害部会会員】
- ▶ 障害を持つ子や医療的ケアを必要とする子を多く受け入れており、成長後の行き先として、障害児施設等とのつながりや協働関係の構築を望んでいる。
【乳児部会会員】

- ▶ 子どもが成人するまでの育ちを支える地域のネットワークをつくりたい。
【保育部会会員】
- ▶ 地域生活移行が主な支援目的の生活保護法上の施設で、広域入所・通過型であることが特徴のため、利用者の退所後の生活拠点にある地域の社会資源との交流機会やネットワーク構築を推進したい。
【更生福祉部会会員】
- ▶ 法人・団体同士が互いの存在を知ること、より地域や利用者への情報提供や対応がすすむ。積極的に皆が参加できる場をつくりたい。
【身体障害者福祉部会会員】
- ▶ 事業者同士の連携強化に取り組みたい。
【居宅連絡会会員】

02 多様な主体による協働のプラットフォームづくり

- 地域住民が主体となり、社会福祉法人、民生児童委員、ボランティア・NPO、地域団体、学校、企業、行政等、さまざまな地域関係者とともに、自分たちの地域のあり方を協議し、地域課題に対する取組みをひろげること、また、そうした人たちによる、多様で柔軟なプラットフォームの構築に取り組みます。
- 東京においてはこれまで、地域課題に対応する社会福祉法人の地域公益活動を推進するため、区市町村ごとに分野を超えた社会福祉法人の「地域ネットワーク」を構築してきました。このネットワークを地域づくりの核として、プラットフォームにおける住民活動の支援や専門性を活かした協働の取組みをすすめていきます。

03 地域づくりをすすめるコーディネーターの養成・活動の推進

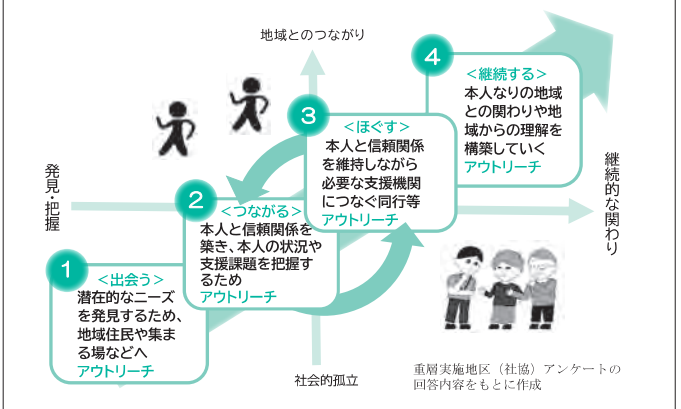
- 一人ひとりが安心して見通しを持って暮らせることを支える「個別支援」と、誰もが福祉力を高めることで、地域の課題を主体的に解決できるよう支える「地域支援」の循環により、地域づくりを推進します。
- 多様で幅広い協働をすすめるため、「地域づくりをすすめるコーディネーター」※の人材養成や可視化による活動の推進に取り組んでいきます。

※「地域づくりをすすめるコーディネーター」とは…

東社協では、根拠となる事業や財源に関わらず、地域づくりをすすめる役割を担うコーディネーターを「地域づくりをすすめるコーディネーター」と総称。地域福祉コーディネーター（コミュニティソーシャルワーカー）、ボランティアコーディネーター、生活支援コーディネーター、生活困窮者自立支援事業の自立相談支援機関の相談員などをいう。

【東社協・地域福祉部作成
／「重層的支援体制整備事業 実践事例集 Vol.3
(令和7年3月発行)」より】

図2：地域づくりをすすめるコーディネーター等が重層的支援体制整備事業のアウトリーチ等支援事業で行う、アウトリーチの具体的な展開プロセス



- ▶ 人口減少社会を迎えるにあたり、未来への「まちづくり」には、分野を超えた福祉業界の専門性と、地域住民や地域コミュニティとが互いに補完し合うよう、積極的な関係の構築が必要。
【高齢部会会員】
- ▶ 福祉と医療がお互いの立場を知り、考える機会が必要。専門機関同士が尊重し合い、問題を共有する関係を構築したい。
【更生福祉部会会員】
- ▶ 困っていても支援につながらない・つながりにくい人の存在を意識して、関わりが困難であってもアプローチし続ける必要がある。
【社協部会会員】

～ヒアリングから～

- 大田区内40超の社会福祉法人からなる「大田区社会福祉法人協議会」では、専門分野の異なる4法人と社協が幹事法人となり、4つのエリアごとに、地域課題に応じたフードパントリーや学習支援等の地域公益活動等に取り組んでいます。社協に配置された地域福祉コーディネーターがその活動を支えており、今後はより多様な関係者とながり、予防的な視点での取組みをすすめます。
- 児童養護施設「二葉むさしが丘学園」では、多様な人が集まる地域のプラットフォームとして「オープンカフェふたば」を開催し、施設や社会的養護の現状を知ってもらう取組みをすすめています。ここでの出会いや地域とのつながりが本来事業の充実につながっています。



III 暮らしの安心づくり

✓ 背景にある状況や課題

コロナ禍を経て雇用や生活スタイルの多様化がすすみ、予期せぬトラブル等により暮らしが立ち行かなくなる方や、社会的経験の少なさ等から働くことに難しさを感じる方が増えています。また、現状の福祉制度では支援が十分に届かない方たちもいます。さまざまな状況にある方の生きづらさに向き合い、安心できる暮らしのセーフティネットを築いていくことが求められています。

また、全国各地で大きな災害が頻発し、国においては災害救助法等の改正により被災者支援における福祉的支援を充実させることなどが検討されています。東京での発災も想定した平時からの体制づくりをすすめることが急務となっています。

さらに、その人らしい安心な暮らしの実現のため、障害者権利条約やこども基本法、認知症基本法などでも求められている、本人・当事者の声を聴く取組みや、権利擁護・意思決定支援などの取組みとともに、それらについて社会全体の理解をひろげていくことがこれまで以上に求められています。

01 暮らしのセーフティネット支援

- 社会的に孤立しがちな生活困窮状態にある方たちに対し、社会福祉協議会における貸付制度等を通じた相談支援の充実や、支援団体との連携強化による幅広い相談支援など、暮らしのセーフティネット機能を高める取組みをすすめます。
- また、世帯の単身化がすすむ東京では、身近な親族による支援を得られない人の不安に応えることが求められており、身元保証や居住支援等の課題に取り組めます。
- 医療的ケア児や強度行動障害のある人など、現行では支えるしくみがまだ十分でない人の地域生活支援に、専門性を活かして取り組みます。

VOICE

～会員それぞれの思い～

- 近親者がいない利用者が増える中で、身元保証人のいない方の受入れや、生活相談員業務の負担軽減について考えたい。【高齢協会員】
- 生活困窮者自立相談支援機関と情報共有し、本来事業を活かした地域貢献をしていきたい。【救護部会会員】
- 強度行動障害や重度の身体障害のある方が、生まれた地域で住み続けられる資源づくりや支援をすすめたい。【知的発達障害部会会員】
- 身寄りがなく地域で単身生活している障害者の緊急時の支援について取り組みたい。【情報連絡会員】

- 災害対策としてDWATの育成や、各地域やブロック圏域での連携体制づくりをすすめたい。【知的発達障害部会会員】
- 災害等の有事の際の住民参加型たすけあい活動の動きや対応について、災害分野の方たちとともに取り組みたい。【住民参加型部会会員】
- 障害分野だけでなく、高齢や児童分野・地域と協働で防災に取り組みたい。【情報連絡会員】
- 地域での具体的な活動を通じてネットワークの充実を図り、災害時にも緊密な連携がとれる顔の見える関係をつくりたい。【情報連絡会員】
- 平常時からの災害に備える活動や災害時の行動について、社協や福祉施設、消防、警察等と考えたい。【民生児童委員】

02 災害にも強い福祉と多様なネットワークづくり

- 全国各地で災害が頻発していることをふまえ、東京での発災を想定した取組みが急務です。DWAT（災害派遣福祉チーム）など、被災地支援にあたる福祉人材の育成、全国のネットワークを活かした広域での支援力や受援力強化のためのしくみづくりとともに、身近な地域での支え合いも視野に入れた平時からのつながりづくりに取り組みます。
- 災害からの復旧・復興には、災害ボランティア・NPOによる支援が不可欠となっています。東京都地域防災計画（令和5年修正）でも災害ボランティアの記載が大幅に増加されました。5か年計画である東京都災害ボランティアセンター「アクションプラン」に沿って、行政、ボランティア・市民活動センター、NPOなど、多様な団体との連携・協働による取組みをすすめます。
- 災害時における一人ひとりの多様な課題に対応していくために、都内では社会福祉法人と区市町村社会福祉協議会（地域福祉コーディネーター等）、ボランティア・NPO、企業等、多様な団体の連携・協働による防災・減災の取組みが始まっています。多様な主体が参加するそれぞれの地域・広域でのネットワークづくりを推進していきます。

03 その人らしさを支える権利擁護支援

- 虐待や暴力等による権利侵害からの回復とともに、その人らしい暮らしを支える権利擁護支援が重要です。本人・当事者の声を聴き、本人の意向に沿ったサービスや本人の望む暮らしの実現に向けた支援に取り組むなど、当事者や利用者の声を反映した取組みを推進します。
- 障害や認知症がある人、子どもの意思決定支援や意思表明支援など、本人が力を発揮するためのエンパワメントや、権利を擁護し代弁するアドボカシーに取り組めます。



～ヒアリングから～

- 東社協の知的発達障害部会は「利用者主体の支援」を掲げ、活動しています。障害のある当事者本人の声を聴き、その声が部会活動の中心にあることが“当たり前”になるよう、「本人部会支援委員会」では、「本人部会」に参加する障害のある当事者本人たちによる、会議での意見表明等をサポートしています。
- 「（公社）東京社会福祉士会」では専門性を活かし、権利擁護や成年後見制度の利用支援、触法障害者の再犯防止や触法状態に陥る前の支援に力を入れるなど、意思決定支援や生きづらさを抱える人の支援に取り組んでいます。
- 「豊島区民社会福祉協議会」では、「終活サポート事業」や「備えてあんしん支援事業」等の身近に頼れる親族のいない方への支援や、繁華街を持つ地域ならではの生活困窮者自立支援事業等を通じた若者支援、コミュニティソーシャルワーカーが把握する8050世帯や高齢単身世帯・外国人世帯などの地域で孤立しやすいさまざまな人への支援に、多様な団体・機関や行政とのパートナーシップで取り組んでいます。



IV 福祉で働く人と支える組織づくり

✓ 背景にある状況や課題

福祉サービスを必要とする人が増え、福祉の担い手を確保する必要性は増す一方、少子高齢化に伴う現役世代の急激な減少により、福祉業界の人材不足は深刻を極め、事業の継続すら危ぶまれる状況となっています。今後も質の高い支援を継続していくためには、多様な福祉人材の確保とともに、これまで以上にその育成・定着を図っていくことが喫緊かつ最重要課題の一つです。

そのためにも、対人援助を中核とする福祉専門職としての専門性を高めながら、誇りややりがいを持って、安心して働き続けられる組織や職場づくりをすすめていくことが求められています。

01 多様な福祉人材の確保・育成・定着支援

- 福祉の仕事の魅力ややりがいの発信、福祉職場における多様な働き方の推進などを通じて、異業種からの転職者、外国人材、元気なうちは働き続けたいと考える高齢者など、より一層、多様な人材の確保に向けた取組みをすすめます。
- 対人援助を中核とする専門性向上のため、研修の充実を図るとともに、職員を支えるためのスーパービジョン体制を構築し、これまで以上に福祉業界への定着につながるよう取り組みます。
- 地域共生社会づくりに向けた中核人材として、各法人・施設事業所の職員が、地域の中で力を発揮できるよう、福祉専門職の「地域と協働する地域力強化」のための研修等に取り組みます。

VOICE

～会員それぞれの思い～

- ▶介護福祉士養成校にも日本人学生がいなくなりつつある。外国人介護職員の安定確保と定着のためのしくみづくりに取り組みたい。【高齢協会員】
- ▶福祉人材の確保・育成・定着の推進について、外国人材の受入れだけでなく、障害のある人の雇用など、障害分野の方たちとともに取り組みたい。【高齢協会員】
- ▶社会福祉法人の地域ネットワークで、受注作業や人材の助け合いをしたい。【知的発達障害部会会員】
- ▶人材が不足する中、福祉の仕事のやりがいや面白さを伝えていきたい。【保育部会会員】

- ▶人材不足への対応として外国人材の活用やICT導入などが必要だが、今いる職員が高齢になっても介護業務を続けられる環境づくりをすすめたい。【高齢協会員】
- ▶職員が資質の向上をめざし、研修や資格取得などに積極的に取り組める職場環境づくりに力を入れていきたい。【母子福祉部会会員】
- ▶福祉業界のイメージアップや賃金・休暇等の労働環境の充実が必要。【民間助成団体部会会員】
- ▶中長期を見通した時、経営に対する危機感を持っている。安定的な経営体制の構築が必要。【身体障害者福祉部会会員】

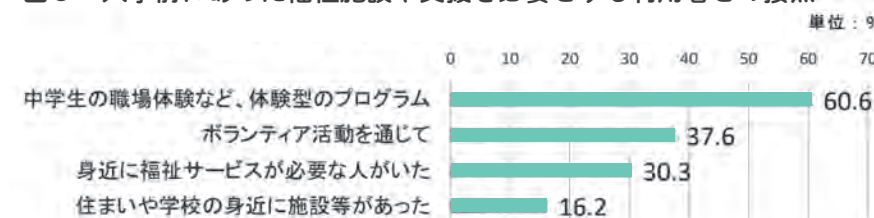
02 働きやすさと誇りの持てる職場づくり

- 福祉業界からの離職を防ぐためには、働きやすい職場環境をつくる必要があります。各職場におけるキャリアパスの構築や人事評価制度・福利厚生制度の充実などに取り組みます。また、それぞれの法人、施設・事業所の魅力や価値を、組織全体で確認・共有することで、職員の働きがいや誇りづくりに取り組みます。
- 業務改善やICT化によるサービスの質や生産性向上の取組み、カスタマーハラスメントも含めたハラスメントのない職場づくりなど、福祉職場を支えるしくみづくりや組織風土の醸成等を推進していきます。
- 施設・事業所の経営は、深刻な人材不足や長期化する物価高騰を背景として、厳しい状況が続いています。組織の経営基盤の強化を図り、質の高いサービスを今後も持続的に提供できる体制づくりに取り組みます。

03 次世代に向けた福祉の人づくり

- 福祉に関心を持つことや、職業選択の一つとして福祉を視野に入れるきっかけは、子どものころからの経験や体験に起因するケースが多く見られます。教育分野との連携を深め、次世代を担うより多くの子どもたちに、福祉教育を通じて福祉が身近な地域や日常にあることを知ってもらうとともに、職場体験等の機会を通じて、福祉の仕事や現場を知ってもらう取組みをすすめます。
- 次世代の人づくりにかかわる学校関係者や保護者等に対しても、福祉や福祉職場への理解を促進していきます。

図3：入学前にあった福祉施設や支援を必要とする利用者との接点



【東社協・地域福祉推進委員会
／令和4年度「コロナ禍における実習機会
減少の影響に関する調査」結果より】

※東京都内に所在する大学等養成機関（社会福祉士等の福祉資格が取得可能な各種学校）で令和2～3年度に福祉（保育）実習を行った学生を対象に実施。340名が回答。

～ヒアリングから～

- ▶福祉職場への理解とともに、福祉は社会の重要な資源であることの認知をひろげていけるよう取り組んでいきたい。【保育部会会員】
- ▶中学生のボランティア体験は大切。協力していきたい。【高齢協会員】
- ▶次世代の福祉を担う人材の発掘や育成、地域の障害者理解の取組みをすすめたい。【身体障害者福祉部会会員】
- ▶次世代を担う若い世代（小中高生）との交流を積極的に増やし、障害理解とともに、福祉が将来の就業先の選択肢の一つになればと思う。【知的発達障害部会会員】

- 「（社福）悠々会」は、施設のある町田市の鶴川地区をよくしたいという思いで地区協議会や地区社協とともに取り組んでいます。その取組みから地域ニーズを把握し、法人として「共生社会推進室」を設置。居住支援に取り組むなど、新たな挑戦を続けています。また、採用面接時から、地域づくりも法人の役割であることを伝え、全部署の事業計画に地域づくりに関する取組みを位置づけています。
- 東社協の高齢協「地域包括ケア推進委員会」では、各事業所の役割として、徒歩圏内の福祉に責任を持っていくことが必要と考えています。近年の地域福祉の施策化の流れの中で、法人・事業所に求められる役割を正しく理解し、自治体とも地域課題を理解し合い、連携強化を図ることの必要性も強く感じています。横のつながりの中で更に多くのことに取り組めると考えています。



V 福祉の可視化と包摂に向けた共感づくり

✓ 背景にある状況や課題

年齢や世帯構成、経済状況や就労状況、障害や疾病の有無などによりさまざまな生活環境や暮らし方があります。また、これまでの経験や国籍の違い等により、地域には多様な価値観を持つ人が暮らしています。互いのことを知らないがゆえに偏見や排除を生み、そのことによる生きづらさや孤立に苦しむ人が生まれています。

セルフヘルプグループなど、当事者同士がつながり、自らの状況や思いを発信する取組みがひろがっています。誰もが排除されことなく、自分らしく暮らしていける地域づくりが求められています。

01 福祉課題や福祉実践の可視化・情報発信

- 福祉関係者がそれぞれの立場で、分野や地域ごとの福祉課題や地域生活課題を把握し、その解決のために取り組むことが必要です。その際、本来業務にもとづく課題や取組みについて、広く社会に情報発信していくことにも取り組みます。
- また、社会福祉法人・施設・事業所の職員が、社会福祉法人制度について十分に理解し、地域課題への取組みを推進し、それをわかりやすく可視化することによって、社会福祉法人・施設・事業所が社会に果たしている役割への理解を促進します。

VOICE

～会員それぞれの思い～

- ▶施設を地域に理解してもらうこと、地域の課題を施設が認識することが双方向で行われると、人材不足や待機者減少の解消につながるのではないかと。【高齢協会員】
- ▶施設が知られておらず利用者が減少傾向。地域資源として施設を有効活用してもらうための取組みが喫緊の課題。【母子福祉部会会員】
- ▶入所施設や都外施設を見る機会がなく否定的に捉えがちな方もいる。施設での実際の暮らしを知ってもらいたい。【知的発達障害部会会員】
- ▶精神疾患による生きづらさを抱えながら地域で暮らしている高齢者の支援などにおいて、養護老人ホームを積極的に活用してほしい。【高齢協会員】



- ▶福祉教育などを活用し、若年層の精神障害への理解を深めたい。【東京都精神保健福祉連絡会会員】
- ▶障害特性の理解を啓発することで、生きづらさを軽減するだけでなく、地域に受け入れられ孤立しないコミュニティづくりをすすめたい。【知的発達障害部会会員】
- ▶聴覚障害と他の障害を合わせ持つ「ろう重複者」が地域で暮らすために、社会の理解をひろげたい。【身体障害者福祉部会会員】
- ▶利用者の絵をアピールできる場や企業とのコラボなど、障害を持つ方の強みを発信していきたい。【知的発達障害部会会員】

02 出会いと対話による理解と共感の促進

- 誰もが排除されことなく、包摂された地域共生社会を実現していくためには、年齢、国籍、障害の有無などに関わらず、状況や価値観の異なる多様な人が出会い、共に過ごす時間や対話を通じて、互いの生き方や困りごとを知り、認め合うことが重要です。
- 各地域や広域の取組みの中で、多様な人の声を聴く機会や出会いの場などを創っていくことで理解と共感をひろげ、多様性を認め合う社会づくりを推進していきます。

03 未来に向けた新たな協働やソーシャルアクション

- 社会や時代の変化に応じて、常に新しい地域生活課題が生まれています。ヤングケアラーやひきこもり、家庭や生活環境に居場所を持たない若者の問題、予期せぬ妊娠や貧困状態にあるなど出産後の養育について出産前からの支援が特に必要とされる「特定妊婦」の問題、医療的ケア児の問題など、社会に認知され、少しずつ取組みがひろがっている状況があります。こうした問題を広く共有しながら、主体や分野を超えた協働による問題解決の実践を創り出していきます。
- また、社会や時代の変化にあわせて、柔軟で効果的な事業運営を行うためには、行政と社会福祉関係者が相互に理解し合うことが不可欠です。東京都および区市町村との協働に向け、福祉現場の現状を伝えたり、他の自治体での好事例を共有するなど、行政との相互理解のための場づくりや施策提案をすすめていきます。



～ヒアリングから～

- ▶成年後見制度改正に向けた検討がすすめられる中、地域という視点から適切な制度を考え、国に積極的に提言したい。【社協部会会員】
- ▶人材の効果的な配置や効率化のため、分野をまたがった行政計画や予算のあり方について働きかけたい。【高齢協会員】
- ▶既存のサービスにはない福祉サービスの創造や、社会的に弱い立場の方々のアドボカシー機能の発揮をともに考えたい。【民間助成団体部会会員】
- ▶外国にルーツがある若者やその家族が生きづらさや孤立を感じることが少なくなるよう、支援の輪をひろげたい。【情報連絡会員】

- 「(公社)認知症の人と家族の会 東京都支部」では、約40年前から認知症の方の介護家族が「世話人」となり、相談や「つどい」などの活動に取り組んでいます。「認知症基本法」では「認知症の正しい理解」が求められていますが、認知症の進行した症状を想像して否定したり悲観して隠したりすることなく、早期に医療や福祉、そのための情報につなぐことが大切だと考えています。誰もが歳をとれば認知機能が低下することを受け入れ、認知症になっても自分らしく暮らせる社会をつくっていくことが重要です。介護家族として、また、会での活動の経験を通じて、社会へ正しい「認知症観」をひろめていくことに取り組んでいます。

“協働”の視点

計画の策定にあたって実施した会員・民児協アンケートには、今後「何に取り組むか」とともに「どうやって取り組むか」という声がたくさん寄せられました。
 その中では“協働”が重要となること、そして、下記のような“協働”の視点が出されました。一緒に“協働”の第一歩を踏み出しましょう。



01

活かす

本来の機能や
強みを活かす

それぞれの専門性や特性などを活かしながら、協働していこう。
 まずは得意なことから。
 そして、互いの強みや組織の特性を知り、相互に理解することからはじめよう。

02

超える

分野や領域を
横断してつながる

領域という意識を持たずに、分野を横断してつながろう。
 地域を軸にして、互いに自分たちの捉えている課題を発信し、共有・協議することからはじめよう。

03

ひろげる

多様な主体と
ネットワークを組む

自分たちだけでは難しいことも、ネットワークを組んで一緒に取り組むことで、新たな挑戦や可能性をひろげていこう。
 思いを共有しながら、日常的な顔の見える関係づくりからはじめよう。

04

かけあわせる

地域×福祉で
相互の力を高める

福祉課題を知り、自分事と捉えることで「地域の福祉力」が高まる。
 福祉専門職も改めて地域に目を向けて行くことから始めよう。
 地域との関係性に着目した支援や、潜在化した困りごとを把握するための地域へのアウトリーチなど、「福祉の地域力」を高めていこう。

05

創る

未来志向で
開発的に挑戦する

地域住民や利用者のニーズに立脚して、新たな課題にも臆することなく楽しみながら挑戦してみよう。
 「こんな地域にしていきたい」や「あったらいいな」という未来志向で、夢や希望を思い描くところからはじめよう。

06

投げかける

ソーシャルアクションに
つなげる

制度の問題や社会の構造から生まれる課題を可視化するとともに、必要な取組みを地域社会や行政に投げかけていこう。
 地域の課題解決力や社会を変革する力につなげていくため、理解をひろげる取組みからはじめよう。

【参考資料】

中期計画策定の検討にかかるヒアリング記録集

- 計画策定に向け、令和6（2024）年8～10月に、局内ワーキングのメンバーにより、下記の9つの団体・組織等に、ヒアリングしました。現在実施している取組みや把握している現状・課題、今後5年を見据えた取組みの方向性、東社協への期待などについて、伺いました。加えて、6～9月には、複数の部会の会議等において、現状等を伺っています。
- 各団体等へのヒアリングは、「取組みの柱」について、特に関連の強いものを◎、関連の強いものを○として、計3点ずつに整理しました。収録にあたっては、特に関連の強い（◎の）「取組みの柱」の順としています。また、部会の会議等においてお聞きした内容は、10として掲載しています。

【ヒアリング先一覧】

No.	実施日	ヒアリング先	取組みの柱 Ⅰ 「つながり、支え合う地域づくり」	取組みの柱 Ⅱ 「包括的支援と協働のしくみづくり」	取組みの柱 Ⅲ 「暮らしの安心づくり」	取組みの柱 Ⅳ 「福祉で働く人と支える組織づくり」	取組みの柱 Ⅴ 「福祉の可視化と包摂に向けた共感づくり」
1	2024年 9月18日	葛飾区民生委員児童委員協議会	◎	○			○
2	2024年 9月12日	（福）調布市社会福祉協議会	○	◎	○		
3	2024年 10月1日	大田区社会福祉法人協議会	○	◎			○
4	2024年 9月5日	（福）二葉保育園 児童養護施設 二葉むさしが丘学園	○	◎	○		
5	2024年 9月11日	東社協 知的発達障害部会 本人部会支援委員会	○		◎		○
6	2024年 9月20日	（公社）東京社会福祉士会		○	◎	○	
7	2024年 9月13日	（福）豊島区民社会福祉協議会	○	○	◎		
8	2024年 10月10日	（福）悠々会		○		◎	○
9	2024年 8月20日	（公社）認知症の人と家族の会 東京都支部	○		○		◎
10	2024年 6～9月	東社協内の部会・連絡会等、会議でのご意見					

1 葛飾区民生委員児童委員協議会

民生委員の活動を通して、“地域を支える人材”の不足に目を向ける

組織概要

- 民生委員は、民生委員法に基づき厚生労働大臣が委嘱し、その身分は非常勤の地方公務員（特別職）と解され、児童福祉法に定める児童委員を兼ねている。
- 東京では「東京都民生児童委員連合会（都民連）」の構成団体として、法定の小地域の単位に「単位民児協」（いわゆる「地区民児協」）が401あり、各単位民児協の会長が都民連の協議員となっている。単位民児協の連合体として54の区市郡支庁民児協があり、この代表会長が都民連の常任協議員となる。常任協議員の中から都民連の正副会長を含む常務委員会が構成されている。
- 葛飾区民生委員児童委員協議会は、葛飾区内19の単位民児協で組織され、令和6年10月時点で約370名の民生児童委員が活動（定数408名）。

葛飾区民生委員児童委員協議会（以下、「葛飾区民児協」）の19の単位民児協では、葛飾区社会福祉協議会（以下、「葛飾区社協」）に協力し、イベントの開催やサロン活動など、それぞれの地区の特色を活かした小地域福祉活動を行っています。今回は、葛飾区民児協の三役で、金町地区・新小岩北地区・柴又地区・青戸地区の会長である4名の方に、地区の状況や現在感じている地域の課題、今後の展望についてお話を伺いました。

身近な地域に根差した小地域福祉活動

葛飾区社協がすすめる小地域福祉活動。区内に19ある地区自治町会連合会を1つの活動単位として、各地区の町会・自治会や民生委員の協力により「小地域福祉活動推進委員会（以下、「推進委員会」）」を設置し、住民が中心となって活動を展開しています。単位民児協の圏域とも重なるため、多くの民生児童委員（以下、「民生委員」）が協力し、積極的に活動に取り組んでいます。

唯根優子会長の担当する金町地区では、“手作り^{ただね}のものを提案し、みんなで楽しむ”サロンを毎月1回開催しています。コロナ禍も緊急事態宣言下で休止した以外は、感染対策をとりながらサロンを継続してきました。推進委員会の委員には、町会・自治会や青少年育成地区委員会からも参画していますが、サロンの企画・運営は主に民生委員が担っており、毎回のサロン開催に向けて12～13人で準備会も開いています。令和6年度は男性参加者を増やすため、男性の委員が担当し、手芸に参加しなくても、ドリップコーヒーを飲みながら話せる「珈琲コーナー」をつくったところ、このコーナー目当ての参加者も徐々に増えています。

杉浦健会長が担当する柴又地区では、“より身近な地域に根差した近所づきあいをめざしたい”という思いから、地区内をさらに3地区（柴又地区・柴又北野地区・住吉地区）に分け、それぞれの地区でより身近な小地域福祉活動を行っています。区や警察署・消防署に依頼し、「首都直下型地震に備えて」や「特殊詐欺の防止」についての講話を企画したり、落語会や地元の若者による津軽三味線の

演奏会などを開催したりしています。多くの方に参加してもらえるよう、なるべく先々の開催日程やプログラム内容なども伝えています。

津村寿子会長が担当する新小岩北地区では、ホールを利用し100名規模で年2回のイベントを実施しています。地区にいる指導員が葛飾区歌に合わせて行う健康体操は、特に人気があります。小地域福祉活動の会議には、民生委員以外に町会長、高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）、葛飾区社協の担当者が参加しています。また、小地域福祉活動の枠組みとは別に、町会が所有する会館でサロンも開催しています。カラオケ、お話、落語、踊りなど、さまざまなプログラムを実施し、中でも麻雀は特に人気で、毎回約30名が参加します。東京都の補助金を得て、町会加入者に限らず広く住民を対象にしています。コロナ禍以前は地区内にある高齢者住宅の食堂を借り、サロンを開催していました。こうした人が集まれる場は、地域の貴重な社会資源です。

小林隆猛会長が担当する青戸地区は、以前は年2回イベントを実施していましたが、コロナ禍で休止。再開に慎重な声もあったため、都民連がすすめる「班活動」の考えに基づき、青戸地区内を5つの班に分けて、班ごとの活動を再開しました。青戸地区全体で年1回、5つの班でそれぞれ年1回ずつイベントやサロンを開催しています。班ごとの活動では、花の寄せ植えや防災・詐欺などの講話、全体会では琵琶の演奏会を企画しました。普段の活動は女性の参加者がほとんどですが、男性の参加もねらって開催した「地域の歴史」をテーマにした企画では、参加者の3分の1が男性でした。歴史など専門的なテーマにすると、男性にも興味を持ってもらえることを実感しています。

小林会長はこうした各地区での活動の実施や工夫について、「活動は押しつけられてやるものではない。自分がやっていて楽しければまわりに声をかける。まずは自分たち自身が楽しむことが大切」と話します。青戸地区の推進委員会のメンバーは全体で20～30人。半数が民生委員ですが、町会・自治会等、メンバー構成のバランスも大切にしています。また、班ごとの活動にあたっては、企画の段階からみんなで意見を出し合いながら、「自分たちがつくる自分たちの企画」として、実行していくプロセスを重視しています。

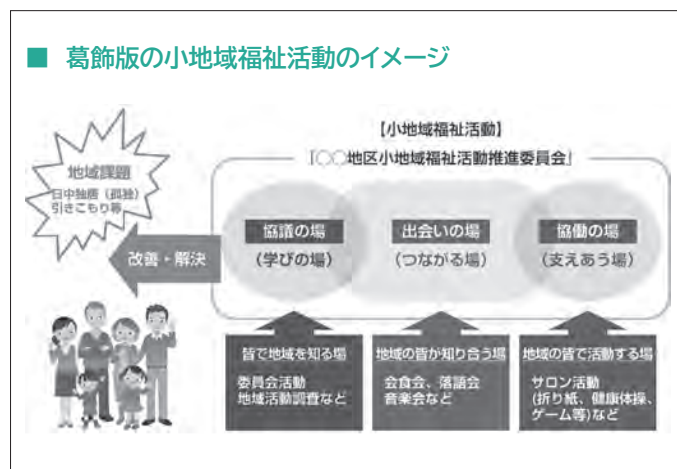
地域でのつながりをつくる取組みと専門職との協働について

小地域福祉活動は主にその地区の住民向けの活動ですが、参加者の居住地を限定していないため、内容に応じて他地区から参加する方もいます。葛飾区社協の職員が、孤立防止や人とのつながりをつくるために居場所が必要だと思う方を、サロン等の活動につないでくれることもあります。

また、葛飾区では令和5年5月より「重層的支援体制整備事業」を活用して、年齢や障害の有無にかかわらず、暮らしに関する困りごとの相談を受ける『くらしのまると相談窓口』を開設。令和6年4月には区役所内に「くらしのまると相談課」が設置されました。この「くらしのまると相談課」の職員も、孤立のおそれがある方をサロンに紹介したり、定期的にサロンに様子を見に来たりしています。そうしたかわりの中で、民生委員として気にかけていた方が、行政や必要な支援につながるケースも出てきています。

ケース① 心配な行動が多い50代女性Aさん

- 約5年前からサロンに時々参加する別の地区の住人。発達障害が疑われる傾向があり、路上での飲食や夏に屋外で寝るなどの行動がみられる。世帯構成は把握していたが、行政機関や支援等にはつながっておらず、民生委員として気にしていた。
- 区の「くらしのまると相談課」の職員がサロンに来た際に、Aさんを心配に思っていることを伝えたところ、「本人とコンタクトをとり必要な支援につなげたい」と対応してくれることになった。本人と自然な形で会えるようサロンに顔を出してもらおう中、3回目で会うことができた。
- 区職員がAさん本人と話す中で、Aさんから連絡先や親の状況を聞き、「自宅を訪問してもよい」との返答を得ることができた。今後、区職員と高齢者総合相談センターの職員で自宅を訪問する予定。



葛飾区社協ホームページより抜粋

また、葛飾区では、民生委員が88歳のお祝い金を届ける敬老事業があります。訪問先は単身世帯が多く、民生委員が訪問する中で「お困りごとはありませんか？」と声をかけながら、つながりをつくっています。そうした日頃の関係づくりによって、「近所に心配な人がいる」との連絡が民生委員に入り、行政での対応につながったケースもあります。

ケース② 高齢者総合相談センターの関わりを拒否する90代女性Bさん

- 団地内に住む90代女性Bさん。高齢者総合相談センターが訪ねても関わりを拒否していた。
- 民生委員が団地内の別の住人に敬老事業のお祝い金を届けた際、「心配なことがあればご連絡ください」と名刺を渡した。その後、その住人から「同じ階のBさんが、足が痛い、腰が痛いと言っていて徘徊している」との連絡が民生委員にあり、かけつけて対応。
- その後、Bさんが生活保護受給世帯と分かり、担当ケースワーカーにも連絡。認知症がすすんでいる状況や、食べ物なくなりスーパーに行く途中、痛みで動けなくなる状況があることも分かった。
- 民生委員が毎日訪問するうち、Bさんが心を開いてくれるようになり、高齢者総合相談センターの関わりにもつながることができた。担当ケアマネジャーがつき、デイサービスの利用を開始。Bさんを心配していた自治会長も、こうした民生委員の対応に安心感をもった。
- その後、Bさんは自宅で転倒し骨折。退院後は施設に入所することになった。こうした動きや本人の状況については、都度、関係者間で情報共有・確認した。

このケースは、団地での事例です。完成時に一斉に入居した住民がともに年齢を重ねていく団地は、徐々に住民の高齢化・単身化がすすみ、民生委員をはじめ、町会長や自治会長等のなり手が見つかりづらくなる傾向があります。課題が集中する一方で、“地域を支える人材”がいない状況が生まれています。

地域課題としての“地域を支える人材”不足の深刻化

地域ではさまざまな行事が行われていますが、その際に欠かせないのが“地域を支える人材”の確保です。「人手不足で年タイイベントが減ってきている」「神輿の担ぎ手がいなくて祭りの規模を縮小するなど、苦労している」「コロナ禍明けの盆踊りに多くのお客さんが集まったが、支え手は減っている」と津村会長は指摘します。お祭りの神輿の担ぎ手や盆踊りの踊り手が確保できず、同好会同士が近隣地区の祭りに出向き、手伝い合っている状況があります。どの地区でも、普段からイベントや活動の協力者を探すためのアンテナを巡らせながら、地域の資源である若者やボランティア団体等に協力してもらうようにしています。

また唯根会長は、「PTA活動においても、行事には参加しても、自分が活動の担い手になることには拒否的な保護者が多い」「地域の子ども会の休止やイベントを外部業者へ委託して実施する例も聞いている」と話します。

小林会長は、今後5年を見据えた地域課題の1つとして「町会等の地縁組織が弱体化していること」をあげます。町会・自治会は、民生委員の選出母体でもあります。町会・自治会の組織力が高ければ、防犯や防災など、自分たちの地域のために取り組めることは多くあります。しかし、最近では会員にならない住民や退会者も増えています。また、役員の高齢化や、次のなり手がいけないことも課題です。

町会長の経験もある小林会長は、「役員等のなり手を増やすため、賛助会員制度をつくり、他地区から活動に参加してくれる人でも会員や役員になれるようにしていた」と工夫した経験を語ります。最近では、町会会館の建替えなどを機に、町会を法人化する動きもあります。町会の法人化には、町会会員に限らずその地域に住んでいる0歳以上の住民の半数以上の署名が求められ、説明会を開いて住民の理解と賛同を得る手続きが必要となります。こうした地縁組織の状況や変化なども踏まえながら、新たなアイディアや方法で人を集める工夫や、仕事をしながらでもできる活動のあり方などを考えていくことが、今後の社会全体の課題となっています。

また、今後の課題として、地域の要支援者名簿の問題も出されました。小林会長は「民生委員活動を有効に継続していくためには名簿が必要だ」と指摘します。葛飾区ではコロナ禍前は3年ごとに、国勢調査とは別に、民生委員が協力し、世帯の戸別調査を行い、地域内での心配な方を把握していました。唯根会長も「そうした取組みがないと、新しい民生委員には個々の住民の状況がわからない」と言います。また、杉浦会長は自治会が主催する敬老会を例にあげ、「名簿がないため回覧板で周知し、対象者から申請し、参加してもらう方法になる。本人がお知らせに気づかないと、お祝いの対象からもれてしまう」と名簿がない中での関わりの難しさを指摘します。

民生委員活動のやりがい、地域や民生委員OBの協力

民生委員の活動について、唯根会長は「人間関係もよく楽しい。今後、委員の定年を迎えても人とのつながりは残して、できる範囲でお手伝いしていきたい」と話します。実際、金町地区では退任した民生委員もサロンを手伝うなど、活動を支える大きな力になっています。

津村会長も「無理をしないことが大切。親を介護する委員もいるが、家族の協力があってこそ。本人が引け目に感じないよう、互いに『無理をしなくても大丈夫』という雰囲気が必要」と話します。

小林会長も「葛飾区には他区市の『福祉協力員』のような制度はない。そのため民生委員OBと民生委員の家族の協力はより一層大きな意味がある」と話します。また、民生委員の任期は1期3年ですが、実感として「東京は民生委員の充足率こそ全国平均より少ないが、2期・3期と続けている人が多い。やはり、楽しいから続けていて、長く続けるとさらにその楽しさが高まると感じている」と指摘します。さらに「頻繁な交代があると新たななり手を探さないといけませんが、辞めずに続けてくれる状況をつくれれば充足率も上がっていくのではないかと話します。

唯根会長は、町会・自治会を通じた次のなり手探しは難しくなる一方で「広報誌に民生委員の記事が掲載された後、『活動に興味がある』と声をかけてくれた人がいた。区へ連絡した方もいたと聞く」と、活動を伝えることで興味をもつ人は確かにいることや、そのために活動を伝えていく必要性を感じています。民生委員候補者の推薦にあたっては、民生委員の地区割と選出母体である町会・自治会の地区割が異なり、希望者が別の地区の住民だったということもあります。さらに、他県と違い、東京においてはおおむね3年間、当該地区に居住していることが求められます。「こうしたことで民生委員になることを断念した人もいます。興味を持って『やりたい』タイミングでつながれることも大切」と小林会長は話します。

こうした“地域を支える人材”不足については、それぞれの地縁組織の課題にとどまらず、社会全体の課題に他なりません。地縁組織の状況やなり手の変化を捉えながら、“地域を支える人材”をいかに見つけていくのか、多様なしくみづくりが求められています。



左から）柴又地区会長の杉浦さん、葛飾区民児協会長で青戸地区会長の小林さん、新小岩北地区会長の津村さん、金町地区会長の唯根さん

ヒアリング実施概要

日 程：令和6年9月18日（水）

場 所：青戸地区センター

お話を伺った方：葛飾区民生委員児童委員協議会 会長 小林 隆猛さん（青戸地区会長）
会長職務代理 津村 寿子さん（新小岩北地区会長）
会長職務代理 杉浦 健さん（柴又地区会長）
会計 唯根 優子さん（金町地区会長）

2 社会福祉法人 調布市社会福祉協議会 調布市子ども・若者総合支援事業「ここあ」

生きていく自信が持てるように。社協による子ども・若者支援

組織概要

- 調布市社会福祉協議会（以下、「調布市社協」）の若者のための総合相談窓口。「子どもの貧困や居場所のない子どもが多い状況に対応したい」「親や家庭もトータルに支えていくことが必要」という調布市の構想を受け、平成27年度より市からの委託で事業開始。おおむね中学生以上の子ども若者およびその家族を対象に、「学習支援」「相談」「居場所」の3事業に一体的に取り組んでいる。
- 事業を担当する職員体制は、令和6年9月時点で正規職員6人、嘱託職員4人、学習支援コーディネーター1人、相談支援コーディネーター1人。また、事業を支える学習支援ボランティア100～120人、居場所事業ボランティア5～6人。

3つの事業を一体的に行うことで、「ここあ」がよりどころに

調布市子ども・若者総合支援事業「ここあ」（以下、「ここあ」）が実施する3つの事業は以下の通りです。市の事業設計の枠組みの中で、各事業の目的や対象者を定めて、取り組んでいます。

学習支援	対 象：児童扶養手当や就学援助などを受給しているひとり親家庭や困窮家庭などの中学生 内 容：学生ボランティアによる1対1の高校進学に向けた学習と、学習習慣を身につけるためのサポートを行う 実 施 日：月・水・金 18時～20時（週1回利用）
相 談	対 象：おおむね中学生以上の子ども・若者およびその家族 内 容：学校や仕事、家庭生活などに関する相談を受け、状況の解決に必要な手立てを一緒に考える伴走型の支援や、他機関の紹介・情報提供などを行う 開所時間：平日10時～20時（木曜日のみ10時～17時） ※日時は個別の事情に応じて調整
居場所	対 象：おおむね15歳以上の子ども・若者 内 容：「ただ過ごすだけでいい」家以外の場所で、調理やスポーツなどのプログラムも行う 実 施 日：月・火・水・金 10時～18時

学習支援事業は、ひとり親家庭や困窮家庭などの中学生を対象にしています。週3回実施しており、毎回の利用者は30～40名です。学習支援ボランティアとして登録している大学生は、常に100～120名ほどいます。一人ひとりに向き合って丁寧に勉強を教えることや、身近なロールモデルを示せることから、中学生1人に対して1人の大学生が担当する体制にしており、事業開始当初からこの体制にこだわって実施しています。教員などの幅広い経験をもつ学習支援コーディネーターの助言の下、中学生一人ひとりの特性や学習進度、家庭環境や対応のしかたの留意点などをまとめた個別ファイルを作成しており、大学生は担当する中学生のファイルを読み込んだ上で、毎回の学習のサポートにあたっています。「ここあ」立ち上げから関わっている学習支援コーディネーターや大学生ボランティアの皆さんがいなかったら、丁寧な学習のサポートや進路相談は行えていなかったと思います。調布市社協が培ってきた、大学とのつながりやボランティアへの支援力があってこの体制が成り立っていると感じています。

相談事業では、学習支援のような経済的要件は設けず、おおむね中学生以上からの相談を受けており、10代後半から20代前半の本人やご家族からの相談が多いです。特に、最近は不登校に関する相談がかなり増えている印象があります。また、20代からの相談にはコロナ禍の影響を感じるものが少なくありません。例えば、大学在学期間がコロナ禍ですべてリモート授業だったため、他者とコミュニケーションをとる機会やサークル活動等を経験できず、仲間がつくりづらいと聞きます。大学

生が通えるような地域の居場所は意外に少なく、行き場のない若者が多いと感じます。

相談には正規職員6人で対応しています。令和5年度の新規相談件数は244件、継続件数は708件の計952件でした。相談件数は増え続け、職員一人ひとりの担当ケースが増えています。多くの場合、子ども本人と親のそれぞれとの面談が必要なため、一世帯当たりの面談数が多くなる傾向があります。また、相談は基本的に「ここあ」の事務所内で行っていますが、本人や家族が外出しづらい場合は自宅に伺うなど、事務所外で対応することも多くあります。性別に配慮した担当割りも必要なので、職員の担当ケースのバランス調整が難しいこともあります。

「ここあ」への相談には、家族がインターネットで検索してつながることが多いです。加えて、最近では教育機関や就職支援を行う地域若者サポートステーション、ハローワークからの紹介でつながることもあります。特に、教育機関や子どもの支援制度には、対象年齢の枠組みがあるため、その期限が近づく頃に、次のつなぎ先を探して相談が入ることが多くあります。例えば、17歳までの児童を対象にしている子ども家庭支援センターと、18歳以降の支援の継続のために連携することなどがあります。

居場所事業の対象を「おおむね15歳以上の子ども・若者」としているのは、義務教育終了後、高校を中退した子どもで来られる場所であることを伝えるためです。この居場所をステップに、また学校に通ったり就労につながったりと、ここから再出発することが一つの理想なのかもしれませんが、「ここあ」は、教育を補完する場というよりは、「ただ過ごすだけでいい」という支援型の居場所としています。利用期間は3年間としていますが、中にはお試的に、また断続的に、長期間利用する若者もいて、利用者が増えている状況です。

この3事業を一体的に行うことで、「ここあ」が地域のよりどころやプラットフォームのような機能を発揮できていると思います。相談事業で関わっていた若者が、就職後に居場所に足を運んでくれてちょっとした悩みを聞いたり、トラブルが起きた時に再び相談につながったりすることもあります。

地域とのつながりの中でたくさんの体験をしてほしい

「ここあ」で関わる子ども・若者に共通して感じることは、自己肯定感が低いということです。対人的な特性や個性を持つ方も多いですが、接しているとみんなが優しい心を持っていて、必ず強みや得意なことがあると感じます。しかし、一人ひとりの特性が学校や社会、身近な親などから認知・理解されにくく、不登校やひきこもりになり、家族以外とのコミュニケーションやさまざまな社会体験が少ないまま歳を重ねている印象です。そのため、「ここあ」では、地域福祉コーディネーターなど、社協の持つ地域とのつながりを活かして、地域の中で体験機会の場をつくることを意識しています。

●「ここあ」で関わる子ども・若者と地域をつなげる支援の事例

絵が得意なAさん

高校を中退してから家にひきこもっていたAさん。本人とはやりとりできず、保護者からの相談を「ここあ」で受けていました。メールで細々とつながりを続けており、保護者がたまにAさんの様子やAさんが得意な絵を送ってくれていました。その絵がとても上手だったため、この力を活かせる場はないかと、職員が地域で居場所づくりに取り組む団体に相談すると、「“個展”ができるといいですね」と言ってくれたんです。Aさんにも伝えてみたところ、打ち合わせに参加してくれることになりました。これが家族以外の人と何年ぶりに会話をする機会となりました。

ゲームの達人Bさん

高齢のメンバーが中心の団体。「ゲームを用いた交流の場づくり」を企画し、ゲームに必要な機器は購入しましたが、やり方や機器の接続方法が分からず教えてほしいと、社協に相談がきました。「ここあ」を利用しているBさんがすぐに思い浮かび、手伝ってほしいと頼むと、ゲームの接続からやり方までを高齢の方々に教えてくれて、とても喜ばれました。この経験が自己肯定感の低かったBさんの自信につながり、今は就職に気持ちが向きつつあります。

このほかにも、地域の中で一人ひとりの力を活かせる場や機会がないかを考え、お祭りの手伝いやイラストの作成など、地域の方々の協力で、さまざまな場面をつくってきました。このような動きが

できるのも社協の強みではないでしょうか。地域福祉コーディネーターの各圏域での活動があるからこそ、日頃から地域の中で顔の見える関係性を築くことができ、思いを汲んでもらえ、それが子ども・若者の体験の場につながっています。

そして、勉強や就職という軸ではなく、子ども・若者の今後の生活を考えていく「人生軸」での支援ができることも社協の特徴の一つです。学校生活や就労に送り出して終わるのではなく、「何かあったら戻ってきてもいいんだよ」と言ってくれる人・場所が、彼らにとって必要だと思います。「ここあ」を使って、さまざまな経験をしながら、生きていく自信をつけてほしいと心から感じています。

子ども・若者を“人生軸”で支えられる社会に

こうした子ども・若者一人ひとりに寄り添った「人生軸」での支援は、「ここあ」だけでは続けていくことはできません。出会いと話し合いを大切に、同じ気持ちでともに取り組んでくれる地域の人や団体とのつながりを今後も広げていきたいです。一緒に子ども・若者支援に取り組める人や団体が増えていくことで、対象年齢に縛られることなく、ゆるやかに継続した支援が可能になっていくと思います。

「ここあ」で日々相談を受ける中では、中学校から高校、高校から大学など、切れ目があることによる課題を強く感じます。また、教育分野と福祉分野の縦割りの体制による課題も日々感じています。例えば、長期間ひきこもり状態で、アルバイトも含めて就労が難しい場合。そのきっかけは小中学校の頃にあることが多いはずなのに、その状況や課題を教育機関と共有することがなかなかできません。さらに最近では、中学校で不登校だった生徒がなんとか卒業した後、周囲に勧められて通信制高校にすすむことが増えています。通信制高校は選択肢の一つですが、自分で学習をすすめたり課題に取り組んだりなど、自己管理が求められます。それがうまくできず、同級生との関わりもないまま途中で退学してしまい、ひきこもり状態が悪化することもあります。通信制高校を卒業できたとしても、学校生活で他者や社会と関わる体験がほとんどない場合もあります。中学校から高校に進学する時に、高校卒業後の人生をどうしていくのが置き去りにされている状況ともいえます。10代でどこにも所属のない「10代無業」の状況も増えており、義務教育終了後の15～18歳頃の問題、18歳以降の問題が多くあります。

「ここあ」が子ども・若者の総合的な支援事業を行う中で、実は「ここあ」の本来機能にはない就労支援も行う現状があります。若者が生活していくためには「働く」ことが不可欠であり、事業として位置づけてはいませんが就労の問題は切っても切り離せません。調布市内で若者の就労支援を行う「ちょうふ若者サポートステーション」と連携しながら、「ここあ」でも就労準備や就労体験を受け入れてくれる企業探しを行うことも増えており、限られた職員体制の中で、支援のゴールが設定しづらい難しさを感じています。

また、「ここあ」で支援している子ども・若者たちの持つ「個性」や「特性」が、日本では「障害」としてしか表現されず、家や学校などで生きづらさを感じながら生活し続けたことが、結果としてひきこもりなどにつながるのではないかと考えることもあります。一人ひとりを見て、枠にはめない社会にしていくには、福祉と教育や医療との連携を超え、より一体的に取り組めるようなしくみが必要ではないでしょうか。すぐに制度や社会のあり方を変えることは難しいですが、目の前にいる子ども・若者への支援を日々続けながら、こうしたメッセージも伝えていけたらと思っています。

ヒアリング実施概要

日 程：令和6年9月12日（木） 場 所：調布市社会福祉協議会
お話を伺った方：事務局長 橋本 ゆかりさん、地域福祉推進課 課長 高橋 順子さん
調布市子ども・若者総合支援事業ここあ 係長 坂本 祐樹さん



左から）坂本さん、橋本さん、高橋さん

3 大田区社会福祉法人協議会（おおた福祉ネット）

社会福祉法人が未来を見据え、地域に必要な取組みを“協働”でつくる

組織概要

- 平成27年7月設立。大田区内に法人本部または事業所を有する社会福祉法人が参加。平成28年3月の社会福祉法の一部改正により、地域公益活動の実施が社会福祉法人の責務となったことを受け、各法人が得意なことを持ち寄り、協力する“プラットフォーム”として位置づける。
- 令和6年度現在、41法人が加入。主な事業分野の異なる5法人が幹事法人となり、大田区の地域福祉の向上をめざし、区内全域および4つの基礎圏域（エリア）に分かれた活動をすすめている。
 - *幹事法人 < >内は各法人が取り組む事業の主な対象分野
 - (福)池上長寿園<高齢> (福)大田幸陽会<障害> (福)大洋社<母子・子ども>
 - (福)有隣協会<生活困窮> (福)大田区社会福祉協議会<地域>

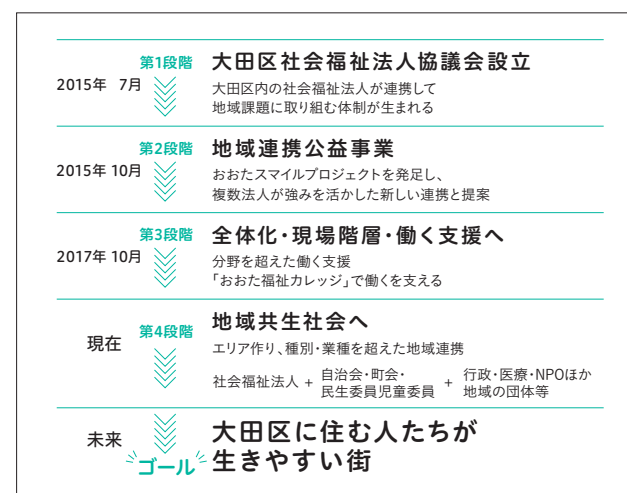
顔の見える関係づくりから、協働の取組みを重ねる段階へ

平成27年度に、幹事法人を中心に大田区内の社会福祉法人が集まり、大田区社会福祉法人協議会（以下、「おおた福祉ネット」）を設立しました。まずは区内の社会福祉法人同士の顔の見える関係づくりから始めようと、社会福祉法人制度改正に関する勉強会や情報交換会を実施しました。その後、社会福祉法改正により地域公益活動が社会福祉法人の責務とされた平成28年度には、事業モデルづくりの一環として、ひとり親家庭等を対象とした「無料法律相談会」、平成29年度には、福祉人材の育成を目的にした「おおた福祉カレッジ」や、複数法人が連携した「おおたスマイルプロジェクト」によるひとり親家庭の子どもを対象とした体験型学習会「れいんぼう」などに取り組んできました。

こうした取組みを、「おおた福祉ネット」に参加する全法人が全体会で共有することを通して、着実に法人間の関係が深まってきました。そのことでお互いの実施する事業や取組みを知り、方向性を共有して地域への目線を合わせることもつながってきました。

「おおた福祉ネット」は、当初より目指すゴールまで5段階のステップを想定し、活動をすすめてきました。コロナ禍で、活動が制限される時期もありましたが、第1段階の「設立」、第2段階の「地域連携公益事業」を経て、ゴールとなる第5段階「大田区に住む人たちが生きやすい街」を見据えてステップアップしています。現在は、第3段階の「全体化・現場階層・働く支援へ」から第4段階の「地域共生社会へ」の中間地点にいと認識しています。

「おおた福祉ネット」の強みは、大田区社会福祉協議会（以下、「大田区社協」）とともに、事業の分野が異なる4法人が幹事法人となり、それぞれが所在する区内4つの基本圏域（エリア）で、地域の活動の核となっていることです。大田区は昔から、人と人、事業所と事業所のつながりの強い地域のため、エリアごとのつながりを活かした活動もスムーズに受け入れられ、かつ積極的です。それを大田区社協が幹事法人としても、事務局としても、また各エリアに配置された地域福祉コーディネーターが連携する活動としても支えています。エリアの活動



おおた福祉ネットパンフレット
「ネットワークで福祉（えん）をむすぶ」より抜粋

は幹事会を通じて区内全域に広げつつ、「おおた福祉ネット」の全体会でも共有しています。

また、大田区社協では、地域団体やボランティアへの理解を広めるためのフォーラムの開催なども別途行っています。今後は、「おおた福祉ネット」を社会福祉法人だけのネットワークの活動にとどまらず、より幅広く多様な参加を得て、地域の中で一体的な取り組みとしていきたいと考えています。

エリアごとに違う課題や気づきに、そのエリアの法人がもつ力をあわせて取り組む

コロナ禍での活動休止期間を経て、令和5年度からは全体会等での研修実施から活動を再開し、現在、エリアごとの活動に取り組んでいます。また各幹事法人は、これまでの取り組みを通じて得た経験をもとに、より一層、地域に向けた活動をすすめていきたいと考えています。

大森エリア／12法人参加

【現在の活動内容】

○ フードパントリーを通じた食の支援

当初、ひきこもりがちな若者への支援を目的に、食支援の活動に向けて活動を開始したが、参加法人で会議を重ねる中で「若者に限らず、地域の中で人と人がつながるきっかけにしたい」との意見が多く、関心のある方は誰でも気軽に参加してもらえよう、幅広い世代を対象にしたイベントを開催している。

○ 分野を超えた福祉人材の育成のための研修

各法人の職員育成の一つとして、お互いの現場を知るための「一日職場体験」を実施。エリア内で受け入れる施設と体験を希望する職員を募集。事業の分野を超えた相互理解や、施設間の横のつながりづくりのきっかけとなり、より視野の広い人材の育成や連携強化につながっている。

*今後5年を見据えた課題・取り組みたいこと 幹事：(福)大田幸陽会

さまざまな事例を通じて、地域は育っていくと考えています。地域のイベント等にも参画しながら、利用者をど真ん中に置いて、地域に横串を刺して取り組んでいきたいと考えています。

先日、エリア内の施設事業所の職員による事例検討会を開催しました。知的障害と精神障害の合併障害があり、かつ高齢の事例を取り上げました。課題を複合的に持つほど、単独の分野だけでの関わりでは解決しきれず、支援の困難度は増していきます。困難度の高い事例の検討を通じ、そうした方に対してどのように支援のネットワークがつくれるかを考えることが重要です。

「おおた福祉ネット」での取り組みを通じ、実際の支援で、これまでになかった連携が取れはじめたり、取りやすくなった分野もあります。取り組みをすすめ、今後3～5年のうちには、困難なところにもみんなで向かっていけるような支援体制を整えていきたいと考えています。

大田区はもともと地域のつながりが強い地域です。このつながりを大事に、より強固にしながら地域共生のイメージをもって取り組んでいきたいと思います。

調布エリア／7法人参加

【現在の活動内容】

○ フードパントリーやフードドライブ

若者も含めた困窮世帯に対する食の提供だけにとどまらず、場をカフェ形式に設定し、複数の社会福祉法人が連携する強みを活かした相談支援を実施。飲食の提供時に、参加者へ専門職が自然に話しかけ、その会話をきっかけに困りごとなどを引き出し、必要な相談支援につなげている。

今後取り組む予定のフードドライブでは、法人の事業を利用する若年性認知症の当事者の方々も準備に参画。実施にあたっては、地域の商店に物品を借りるなどの協力を仰ぎ、福祉分野以外の方ともつながり、地域の理解や関係を広げながら取り組みをすすめている。



おおた福祉ネット幹事法人の皆さん

*今後5年を見据えた課題・取り組みたいこと 幹事：(福)池上長寿園

今、「社会参加」「孤立防止」「居場所の確保」のための取り組みが、特に地域から求められていると感じます。私たちは高齢分野に取り組んできた法人ですが、おおた福祉ネットで多分野の方々と一緒に取り組みをすすめる中で、高齢者に限らず、全世代に渡るつながりをつくれる可能性を感じています。

フードパントリーは、大田区が設置する「シニアステーション」という、高齢者の総合相談窓口であり、高齢者の元気維持・介護予防のための拠点を会場としています。こうした地域にあるさまざまな場を地域資源として活用することで、いろいろな人が集まり、地域の課題をキャッチしやすくなります。また、何か取り組みを行う際は、そこに相談を受ける体制を加えることも最初から意識しています。ただ場をつくるだけでなく、話をしてもらいやすい環境設定を心がけています。

「社会参加」をすすめるためには、ひきこもりの若者などの声を聴くことから始めなければなりません。話をしてもらい、それを引き出す能力を、専門性として私たち社会福祉法人の職員は持っていると思います。お茶を飲みながら話してもらい、それを受けとめる。居場所があると、そこから広がって課題が見えてくることもあります。すぐに解決までには至らないとしても、そういう場の提供を地域で展開していきたいです。

蒲田エリア／13法人参加

【現在の活動内容】

○ 多世代交流オリンピック

子どもからシニアまで、多世代交流をしながら楽しめる企画として「オリンピック」を開催。公園を会場に、各施設の利用者はもちろん、公園を利用した地域の方など、多くの参加を得た。

○ 居場所づくりの具体化に向けた検討

令和6年度は「居場所づくり」の具体化に向け、すすめる予定。社協の地域福祉コーディネーターが相談を受けている当事者の方々にも会議の場に出席してもらい、一緒に検討をすすめ、より参加しやすい場になるよう検討している。

*今後5年を見据えた課題・取り組みたいこと 幹事：(福)有隣協会

私たちの法人では、生活困窮者の支援を行っています。最近、「ホームレスが減っている」と言われていますが実態とは違います。「ホームレス」というと屋外にいる路上生活者をイメージしますが、長期間ネットカフェ等に滞在している方の中にも、自宅がなく困窮された方もいます。

大田区には、生活に困窮した方へのさまざまな相談窓口やサービスがあります。相談に来てもらえれば何かしらのサポートが受けられ、生活が少しでもよい方向にすすむことが想定できる状況です。しかし、相談に行くこと自体に高いハードルを感じる方も多いようです。そこで、エリア内にある「老人いこいの家」で、サロンのような形で「よろず相談」を開催し、課題や困りごとを聞いています。地域の方々にとって行政機関等に相談することはハードルが高く、“区に相談するくらいなら我慢する”という意識をもつ方も未だ多くいます。我慢して問題が深刻化するような悪循環にならないよう、予防的な活動が大切だと感じています。

荏谷・羽田エリア／9法人参加

【現在の活動内容】

○ 各法人の行事等への参加、活動の共有化や事例検討会の開催

エリア内の各法人が実施している行事等へ参加し、交流する機会をつくることで、お互いの領域への知識が深まり、より地域の特性が見えやすくなっている。また、地域の中に複合的な課題を抱えた家族が多くいることも見えてきた。多分野で協働して、課題解決に向けた取り組みをすすめられるよう、それぞれの活動を共有しながら、事例を通じた勉強会を実施している。

○ 地域のお祭りでのブース出展

社会福祉法人だけでなく、地域のさまざまな方とのネットワークづくりをすすめたいと考え、多くの人が集まり盛り上がる地元のお祭りに、「おおた福祉ネット」としてブースを出展。多様な種別の施設があることや、相談する場があることを認識してもらいきっかけとしている。

○「おおたこども民生委員」の活動推進

エリア内の民生委員からの「子どものいる世帯で気になることがあっても関わりが難しい」「虐待が疑われるケースをどう相談につないだらよいか」等の相談をきっかけに、子どもと民生委員をつなぐしくみとして「おおたこども民生委員」の活動を平成30年度からスタート。子どもたちにさまざまなプログラムで民生委員活動を体験してもらい、地域への関わりを深めてもらう活動を実施。共同募金の街頭募金活動と一緒にすることも予定している。

*今後5年を見据えた課題・取り組みたいこと 幹事：(福)大洋社

子どもや母子分野における地域資源はまだあまり多くなく、行政主導の印象があります。今後は、例えば妊産婦支援などを、さまざまな立場の方と情報交換してすすめていけるとよいと思っています。また、視野を広げれば、エリア内の交通も課題です。バス便が減り、勤務時間帯が遅い人がバスでは帰宅できなくなっています。また、公営住宅ではお風呂がない家庭も多くありますが、銭湯も以前より数が減り、利用できる場所が限られてしまっています。そうした、まちの社会資源の変化も意識しながら、情報を発信し、取り組んでいくように努めています。

「おおた福祉ネット」には、はじめから、向かう先のイメージがあります。活動をすすめる中で子どもや民生委員、NPO法人ともつながりができ、今では企業ともつながり始めています。社会はこの先5年くらいで人口がピークとなり、その後のピークアウトが見えています。人口減少は止められず、地元の自治会や民生委員のなり手も、5年後にはかなり少なくなるかもしれません。そうした社会のイメージを持ち、これまで通りでなく、さまざまな分野で次の世代につなげる意識を持つことや、循環すべき部分と継続可能な方法を考えることの両方が必要で、この先の課題です。

エリアを超えてより広域に、またネットワークを活用して今後取り組みたいこと

今後は、福祉のことを福祉の人だけで考える時代ではなくなります。みんなで地域のことを考えていくことが重要です。東京は人口が流動的で、さまざまな人が集まっていることが特徴ですが、住まいが定まっていない方への支援は非常に困難です。その対応を考えるのは区市町村なのか、都道府県なのか。さらに、住居を転々としながら東京にたどりついた人たちの支援をどうするのか、みんなで考えていく必要があります。

どの地域でも、同じような悩みを抱えているのではないかと思います。地域の特性は違っても、他でどのように取り組み、どのようなアイデアを持っているのか、お互いに知ることのできる交流の機会を作っていきたいと思います。また、東京都域の種別ごとの協議会で、こういった取り組みをするのかも重要であると思います。

次の段階では、地域を超え、広域的に取り組むべき課題が出てくるかもしれません。相談の受け皿が少なく、さらに相談を受けた後の居場所も少なくては、解決につながりません。その地域だけの問題にせず、また、バランスを考え合理化して取り組んでいくことも重要と考えます。

ヒアリング実施概要

日 程：令和6年10月1日（火） 場 所：大田区社会福祉協議会

お話を伺った方：

(福)大田幸陽会 常務理事 勢古 勝紀さん、専務理事・事務局長 佐藤 功さん
さわやかワークセンター 所長 島田 通利さん

(福)池上長寿園 経営本部 専門参与・事業担当次長 丸山 泰一さん
公益事業担当課長 木下 篤信さん

(福)有隣協会 新井宿老人いこいの家 統括館長 羽田 恭子さん

(福)大洋社 常務理事 齋藤弘美さん、理事 近藤 真弓さん
大田区立ひまわり苑 施設長 阿部 雅子さん

(福)大田区社会福祉協議会 常務理事・事務局長 中原 賢一さん
事務局次長 近藤 高雄さん

4 社会福祉法人 二葉保育園 児童養護施設 二葉むさしが丘学園

地域とのつながりが理解や共感をひろげ、施設の本来事業にも活きる

組織概要

- 児童養護施設は、児童福祉法41条に定められた児童福祉施設。保護者の不在や虐待など、保護者からの適切な養育を受けられず、養護を要する児童が、児童相談所の措置により入所する。子どもたちを公的責任下で保護・養育するとともに、子育て家庭を支援する「社会的養護」のしくみに位置づけられた施設の1つ。
- 児童養護施設「二葉むさしが丘学園」は、東京都が運営する都立施設として開設・運営されていたが、平成22年に社会福祉法人 二葉保育園に運営が移管。本園の改築、グループホームやファミリーホームの新設を経て現在に至る。
- 本園の建物は、「事務棟」と4つの寮で構成される「児童棟」、地域の方も利用できる体育館や開放的なテラス、広い園庭がある。また、高年齢児の退所に向けた訓練等を行うため、一般的なアパートのようなつくりの「自活訓練室」、親子での生活を体験できる「親子交流室」も備えている。入所児童は、男女別に年齢縦割りのユニットにおいて、個室で生活している。

失敗も含めて自立しても困らないよう“普通”の生活を支える

児童養護施設に入所している子どもたちの中には、どこかに出かけたりといった特別なことに限らず、1日3食食べることや部屋を掃除したり、毎日入浴したりすることなどの“普通”の生活を経験しておらず、生活に必要なことを知らない子どもが多くいます。また、相手の表情から気持ちを読み取れなかったり、人との距離感がうまく取れなかったりするなど、コミュニケーションに課題を抱えた子ども以前より多くなっています。自分自身の好きなことを知らず、生きることへの意欲が感じられない子どももいます。

そのため、二葉むさしが丘学園では、子どもたちが生活の中で必要な力を得られるよう、支援しています。自分と他人との区別をつけ人と適切な距離感で関わること、自分の気持ちを知りきちんと伝えることなども、日々の生活で関わる中で教えています。また、ケアニーズの高い子どもが増えている状況の中で、必要に応じて専門的・治療的なトレーニングも行っています。

児童養護施設の役割として、まずは施設から実親家族のもとに帰すことを第一に考えていますが、家族のもとに帰ることがかなわない場合、子どもは高校卒業などを機に施設から社会へ自立することになります。在園期間は年々短くなっており、平均5年程度です。小さな頃に児童養護施設に入所した子どもは在園期間が短いですが、中学生くらいになってから入所した子どもは、家庭に戻すことが難しく、施設から社会に出る傾向があります。入所のタイミングによっては受験が目の前ということもありますし、自宅のある生活圏から遠く離れて入所することもあるので、施設から通える高校などの進学先を一緒に考え、受験勉強や入試手続き、進学・就職などを支えていきます。

退所後は自立して生活していかなければなりません。しかし、失敗することを事前に想像できず、退所後に一人暮らしをしていく中で、バランスのよい食事が用意できず不健康になったり、近所の人



二葉むさしが丘学園の園庭と園舎の一部

にゴミの捨て方を注意されたことからゴミを捨てられなくなり、結果的に“汚部屋”になってしまうなど、挫折することもあります。

そのため、実際に退所する前に一人暮らしの生活を体験し、失敗も経験できる環境が必要だと考え、子どもの様子に応じて、施設内の「自活訓練室」を活用します。内部はアパートの一室のように



子どもたちが暮らすユニットの食堂スペース

なっており、施設内の移動の導線も他の児童とは分かれており、外部への行き来も別階段でできるため、一人暮らしに近い状況で生活できます。訓練中は1週間単位で、週末に職員と振り返りを行い、最大で1か月ほどの一人暮らし体験をします。特に高校生は、学校が終わった後にアルバイトをすることが多いため、適当になりがちな夕食をどのようにとるかは重要です。忙しいときは、インスタントラーメンにパック野菜を炒めたものをのせるだけでも栄養はとれることなど、生活の知恵のようなことも含めて、必要だと思うことを体験とともに教えています。

社会的養護のニーズを地域に知ってもらう

地域の中にある児童養護施設として、現在は、日常的に地元サークルへ体育館の貸し出しを行ったり、屋外のテラスのようなスペースを近隣住民に自由に利用してもらうなど、地域とのつながりを大切にしています。都から移管を受けた経緯から、運営開始当初は、地域の住民や学校・民生委員などの地域関係者とのつながりが薄い状況がありました。当時、地域支援コーディネーターとして働いていた職員の「地域の方に施設のことを知ってもらいたい」「地域と施設がつながりたい」という思いから、平成30年に「オープンカフェふたば」をスタートしました。地域の住民をはじめとする多様な方々に参加してもらい、施設や社会的養護の子どもたちについて広く知ってもらう、出会いと対話の場です。

社会的養護や子どもの問題に取り組むNPO等をゲストに迎え、定期的に開催し、民生委員や青少年対策協議会の方・地域活動をしているNPOの他、里親になることを考えている方や、弁護士・医療関係者なども参加しています。今後は、児童養護施設での仕事に興味のある学生などにも、もっと参加してもらい、社会的養護が必要な子どもたちに対し、自分たちが何をできるのかを考えるきっかけの場にもしたいと思っています。

また、二葉むさしが丘学園としては、結果や成果を見通して地域活動に取り組んでいるというよりは、とにかく場をつくることを意識し、まずは地域とつながるという思いで取り組んでいます。その取り組みが地域の方の「誰かのために何かをしたい」というニーズや、持っているスキルを活かすプラットフォームにもなっていくといいと思っています。「誰かのために」の「誰か」を知ってもらうために、施設をひらいて子どもたちの姿や現状、必要と思う支援を伝えていくことが大事だと思います。

以前、つながりのあったバス会社の方に、「福祉施設は、企業や地域に手伝ってもらうこと・支援してもらうことを『申し訳ない』と受け身になる必要はない」と言われた経験があります。現場のニーズとボランティアしたい側のニーズをつなげていくことが施設の役割であり、支援することが社会貢献をする企業にとっても意味がありメリットなんだと言われました。現場にとって必要なことを伝える中で、支援する側もされる側にも、双方にメリットが生まれるという視点は、非常に心に残っていて、今の活動にもつながっています。

実際、こうした地域への取り組みをすすめていく中で、意図せず、本来業務に生きるつながりもできています。「オープンカフェふたば」に参加している方などを通じて、地域の方から土地提供の話をいただき、法人が常々から取り組みたいと考えていたグループホームを開設・運営することができ

ました。また、地域の方の畑で子どもと一緒に畑作業をしたり、地域とのつながりが広がっています。施設を地域にひらいていくことは、理解者を増やし、法人の本来業務にもつながることを実感しています。

世代や施設の種別などを超えて社会資源としてつながる

我々の世代の職員は、児童養護施設は子どもたちにとって「最後の砦」であり、「生活を保障していく場所」だと言われてきました。自分が仕事を続けていく限りはその考えを大事にしたいと思っていますし、これまでにどのような思いや取り組みがあって、そのもとに児童養護施設が成り立ってきたかを次の世代の職員に伝えていきたいと思っています。

その一方で、これからの社会の中で、児童養護施設のあり方や役割は変わっていくこともあるのではないのでしょうか。国が家庭養育を優先する考えを示す中で、児童養護施設は、よりケアニーズの高い、専門的な治療機能を持つ施設という位置づけに変化していく可能性があると思っています。社会的養護の一つである里親のサポートも、児童養護施設にとって大きな役割です。

令和6年4月の改正児童福祉法の施行により、さまざまな支援がシームレスになりました。「22歳年度末まで」という児童養護施設の入所年限はすでに撤廃されています。東京都社会的養育推進計画の見直しもすすめられていますが、今後、どのような支援のあり方が良いのか、児童養護施設だけではなく、乳児院や母子生活支援施設など関連の深い施設や、シェルターや児童養護施設退所後の相談支援を行っているNPOとの連携もより重要となります。

福祉はある意味“隙間産業”です。常に縦割りの制度の隙間をどのように埋めていけばよいかと考えていますが、1つの施設・1つの部会だけでできることには限界があると思います。NPO法人など他の主体も含めて、それぞれが貴重な社会の資源であり、お互いにつながるために、東社協にはつなぎ役も期待したいし、そうした存在や役割が求められていると考えています。



施設長の菅原さん

ヒアリング実施概要

日 程：令和6年9月5日（木） 場 所：児童養護施設 二葉むさしが丘学園
お話を伺った方：施設長 菅原 淳史さん

5 東社協 知的発達障害部会 本人部会支援委員会

障害のある本人の“つながり”を増やすとともに、 本人の声を中心にした支援を

組織概要

- 東社協の知的発達障害部会は、都民が暮らす都外施設も含め、約500の知的発達障害児者を対象とする施設・事業所が会員となり、児童施設分科会、入所施設分科会、通所施設分科会、地域支援分科会のいずれかの分科会に所属し、活動しています。総会、役員会のもとに経営研究会、利用者支援研究会、専門委員会、特別委員会があり、施設種別や職種・テーマ等に応じた活動を行っています。
- 知的発達障害部会では、事業計画の冒頭に「利用者主体の支援」を重点目標として掲げています。この「利用者主体の支援」を体現する部会活動が「本人部会」であり、また、その活動を支援する「本人部会支援委員会」の活動です。知的発達障害のある当事者本人の声を部会活動や施策提言等に反映させ、社会に発信していくという方針の下、平成22年に発足しました。

本人が本人らしく。“本人主体”の部会活動をサポート

「本人部会」は特別委員会として部会活動に位置づけられ、知的発達障害のある当事者本人が委員となり、自ら主体的に動き、参加し、主張することを目的としています。また、専門委員会の一つである「本人部会支援委員会」（以下、「支援委員会」）は、「本人部会」が真に障害のある当事者本人が主体となって活動できるよう、サポートする委員会です。会員施設の施設長や従事者が委員となり、年10回、第3土曜日に開催される本人部会の定例会議の運営サポートや、本人部会が企画する行事や活動の実施に向けた支援、部会総会や「東京大集会※」などのイベントで行われる、本人部会からの意見表明のサポートなどを行っています。

本人部会のメンバー（以下、「本人委員」）は、自宅やグループホーム・入所施設で生活している方、日中は企業で就労している方、就労継続B型事業所や生活介護事業所を利用している方など、暮らしの場も日中の過ごし方なども多様です。毎回の定例会議には15名ほどの本人委員が参加していますが、話すことが好きな方、意思表示が苦手な方、その場にいることで満足感を得られる方など、参加の目的も異なるさまざまな方が集まり、情報交換や交流をしています。支援委員会の委員（以下、「支援委員」）は、そうした一人ひとりの参加のスタイルやペースを尊重し、会議では次第や議事録の作成、議題の細かな中身の説明などを担い、場の調整役として「話していいんだ」という雰囲気づくりを大切にしながら、「本人部会は自分たちの活動だ」という実感を本人委員に持ってもらえるよう、本人の主体的な参加をサポートしています。言葉にすることが難しい方もいますが、それでも何らかの形で意思表示ができるよう、例えば写真付きの資料の中から指差しで選択してもらったり、「○×」で回答できるようにしたりと、多様な参加のあり方を工夫しています。

コロナ禍では本人部会の活動を休止していましたが、コロナ禍が明け、令和5年度に活動を再開した際には、本人委員みんなで久しぶりに集まれることをとても喜びました。そして、本人部会としてやりたいことを考え、意見を出し合いながら、バスで外出するイベントを自分たちで企画しました。支援委員も本人委員の希望を実現するため、さまざまな手配などをサポートし、楽しく企画を実施することができました。その後、令和6年度の取組を考える場において、本人委員の中から「今年は楽しんではかりだったが、次は“部会らしい”活動をしたい。まじめな勉強会をしたい」との意見が出

ました。「確かにそうだ」という声が多くあがり、みんなの関心の高かった「お金のこと・暮らしのこと」をテーマとした勉強会を実施することが決定しました。支援委員としては、本人部会への参加を重ねる中で本人委員の活動に対する理解が深まり、その結果として、このような発言が出される場に育ってきたのだと考えています。

本人部会の定例会議についても、本人委員同士の付き合いが長くなったこともあり、支援委員が積極的に関与しなくても、ある程度、自分たちですすめていくことができるようになってきました。しかし、声の大きい方の意見だけが反映されそうな場面や、決めるべきことを決める場面など、要所要所でのサポートは必要です。「支援者」と言われる人はともすれば障害のある当事者に対し、考え、迷い、決定する主体は本人であることをつい脇に置いて、物事を先回りして考えがちです。また、障害のある当事者の中には、子どもの頃から“こうした方がいい”というような答えを示されることや、決めてもらうことが当たり前のような環境や雰囲気の中にいたことで、意思表示することに慣れていない方も多くいます。支援委員はそのことを十分に意識し、支援委員の提案が「誘導」につながったり、「最善の答え」と捉えられ、本人委員が考えることを阻害したりしないよう、常に原点の「みんなで話し合って決める」に立ち返ることを大切にしています。

本人委員にとって、家族とも普段利用している施設の職員とも異なる人間関係を持てる本人部会は数少ない“第3の場”です。支援委員から見て、心の潤いを得られる場であり、社会とのつながりを持てる場になっていると感じています。特に、就労している方の多くは社会との関わりが職場内だけに限定されてしまいがちで、本人部会が“戻って来られる場”となり、生活のエネルギーにつながっている様子も見られます。中には、月1回の定例会議をととても楽しみにされ、話したいことが山積みで、集合時間の1時間以上前から会場に来られる方もいます。いろいろな経験を持つメンバーとの交流が、生活の広がりにつながっているようです。また、日頃の生活環境とは離れたところで話を受けとめてくれる支援委員に対し、自分の気持ちや趣味のこと、施設や仕事での出来事など、さまざまなことを遠慮なく話してくれ、いい関係が築けてきたと感じています。そして、支援委員を安心して信用できる存在として認めてくれていると思うからこそ、より一層、本気で向き合い、誠意をもって応えていかななくてはならないと考えています。

意思表出の支援を通じて、本人の声を聴き、改めて自分たちの支援を問う

暮らしの場も生活スタイルもさまざまな当事者の方たちが、自分の経験や考えを発言し、それを支援者や社会と共有していくことには大きな意味や価値があります。支援委員にとって、本人部会の活動を支えることは、意思決定支援における「意思形成支援」や「意思表出支援」を実践することでもあります。

本人部会の活動の大きな柱として、知的発達障害部会の年3回の総会や、毎年開催される「東京大集会」などに登壇し、本人委員自らの思いを意見表明する活動があります。支援委員は、本人委員の話したいことについて一緒に台本づくりをしたり、事前に練習し、緊張を和らげるような働きかけをしたりしています。この取組みを開始した当初は、大勢の人が集まる場で障害のある当事者本人が登壇し話しをするということは、支援者も想像していない場面でした。当初は話せる方はかなり限られていましたが、現在は登壇する方が徐々に増えています。障害特性上の難しさもありますが、こうした場で話せる方が増えてきたのは、発言の機会があり、日頃の活動を通して人前で自分のことを話す経験を積み重ね、力をつけてきたからこそだと感じています。

意見表明と言っても、「社会がこうあるべき」というような問題提起や強い主張をしているわけではありません。“自分のこと”や“いまの自分の暮らし”を知ってもらうような内容であることが多いです。総会等に出席している多くの施設長や職員にとって、本人委員が語る“自分のこと”は、新たな気づきや支援者としての大きな学びになっています。また、「本人の存在や思い・暮らしが確かに見えているか」を問いかけ、支援にあたって本人を置き去りにしないことを改めて意識させてくれる機会になっています。

本人が本人らしく参加・活躍する機会を

本人部会への参加のきっかけは、本人部会を知る施設職員に紹介されたり、誘われたりという場合が多く、実際に活動に参加してみて、その場の居心地の良さや主体的に参加することの楽しさを感じた方が継続的に参加しています。本人委員の高齢化が少しずつ進んでいるため、より多くの多世代の方に本人部会に参加してもらいたいと考えていますが、本人部会の存在やその場の雰囲気知らない支援者が多いのも現実です。会員施設宛に定期的にメンバー募集のお知らせを送っていますが、「うちの利用者には参加は難しいだろう」といった職員の判断により、本人の手元まで届かないことも少なくありません。また、本人に届いたとしても、参加には交通機関を使つての移動なども伴うため、付き添いが手配できず、参加が実現しない場合もあります。

施設の理解がある場合には、社会参加の一環として本人部会への参加をサポートしてくれますが、まだまだ情報が届いておらず、こうした場の必要性が十分に認識されていないと感じます。障害のある当事者本人の社会とのつながりや参加の機会を広げていくために、本人部会のような活動を広げ、意義のある取組みであることを知ってもらうことが必要です。また、同時に、通所していない日の利用者の地域での暮らしに思いを馳せ、“つながりを広げていく意識”や“地域を見ていく目”をもった職員を増していくことが、本人の暮らしを豊かにしていくことにつながります。

支援委員会では、今後、知的発達障害部会で開催するイベント「心をつなげる福祉マラソン」において、本人委員にボランティアとして参加することを提案しています。障害のある当事者がボランティアとして楽しく関わる姿を見せることで、イベントに参加する会員施設の利用者や職員に、本人部会のことを知ってもらうきっかけになると考えています。また、今後は、医療的ケアが必要な方など、自主的に集まることが難しい方へは訪問するなど、参加の対象を更にひろげていくことも考えています。そうした取組みを通じながら、本人も支援者ともに楽しんでいる姿が、部会活動の中心にあることが当たり前のことになればと思っています。

令和5年度の「東京大集会」の発表の中で、本人委員が「障害のある人のことを、社会にもっとよく知ってもらいたいです」「自分のことを知ってもらうために、私たちも、もっと外に出ましょう」「ただ施設やグループホームをつくれればよいのではなく、いろいろな人がいるのが当たり前の社会になってほしい」と話しました。これは誰かに言われたものではなく、本人の心からの思いです。支援委員会としても、こういった本人の思いを受けとめ共有しながら、これからも真摯に本人と向き合い、いろいろな暮らしや可能性を支えたいと思います。



左から）本人部会支援委員会 高橋さん、松下さん

※「東京大集会」

知的発達障害部会など、障害関連の6団体による実行委員会形式で開催。障害のある都民が住み慣れた地域で充実した人生を送れるよう、また障害児者支援活動に従事する人が誇りを持てる未来に向け、多様な立場からの施策提言を行っている。

ヒアリング実施概要

日 程：令和6年9月11日（水） 場 所：東京都社会福祉協議会 第一事務室
お話を伺った方：委員長 松下 功一さん（は〜と・ピア2 施設長）
委員 高橋 加寿子さん（たんぽぽ 施設長）

6 公益社団法人 東京社会福祉士会

ソーシャルワークの専門職として社会課題に取り組む

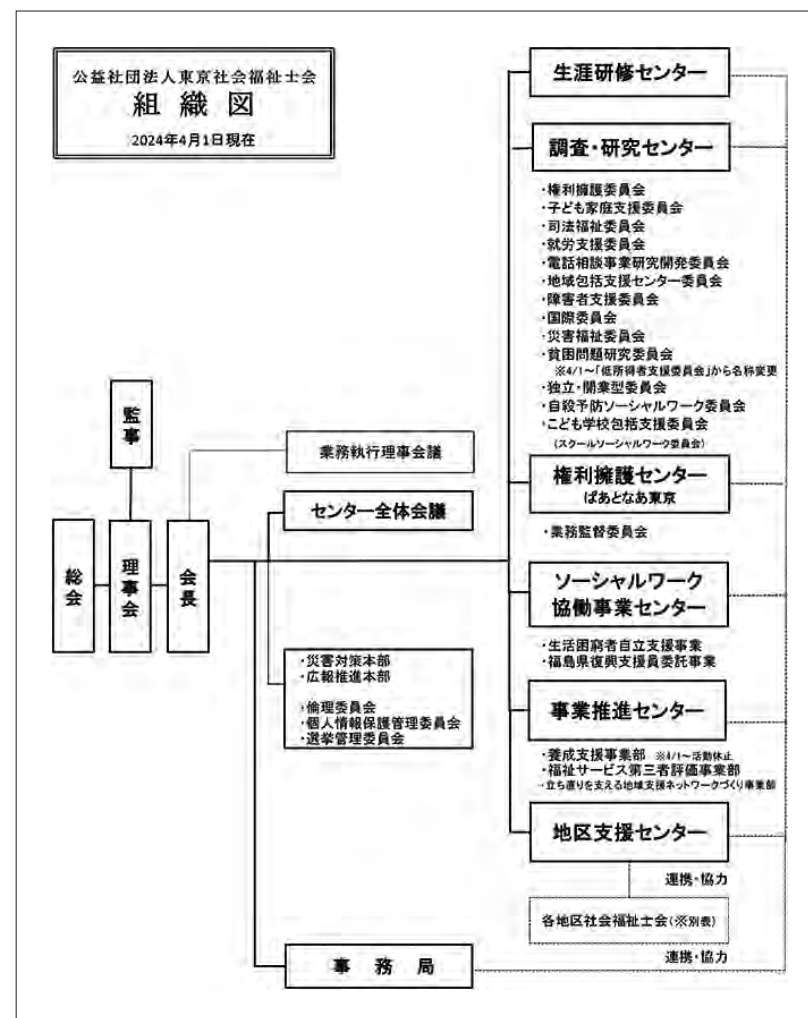
組織概要

- 平成5年2月に設立され、令和6年3月末時点の会員数は4,201人。
- 法人理念に『私たちは公益を目的とする社会福祉士の団体として、豊かな地域生活の実現ため、責任と誇りをもって「より添い、ともに悩み、育み、創り出す」ソーシャルワーク実践を行う』を掲げる。
- 「社会福祉士及び介護福祉士法」第47条の2における「資質向上の責務」を果たすため、資格取得後の自己研鑽の機会の確保と専門性向上を支援する生涯研修制度を設けている。また、調査研究等を通じた各領域の活動支援のほか、社会福祉士の職能を活かした低所得者支援や福祉サービス第三者評価事業、高齢者安心電話相談サービス、成年後見にかかる受任・相談業務などに取り組んでいる。

ソーシャルワークの専門職として、常に社会の情勢に応じた活動を

東京社会福祉士会（以下、「本会」）は、社会福祉の援助を必要とする都民の生活及び権利の擁護、社会福祉に関する知識及び技能の普及啓発並びに地域福祉サービスの発展を図るとともに、社会福祉事業に携わる専門職員に対する倫理の確保、専門的技能の研鑽等に関する事業を行い、社会福祉の増進に寄与することを目的として、同じ「社会福祉士」の国家資格を取得した人たちが集まってできた組織です。会員は、（公社）日本社会福祉士会が採択した「社会福祉士の倫理綱領及び行動規範」を遵守し、ソーシャルワークの知識・技術の専門性の向上と倫理性の維持・向上に努めています。

国は、令和2年の社会福祉法改正で、地域共生社会の実現に向けた地域づくりや包括的な支援体制整備など、さまざまな施策の展開において、ソーシャルワーク機能の実践とその評価を行い、複雑化・複合化した課題を受けとめ、多機関協働による包括的な相談支援体制や地域住民等が主体的に地域課題を把握し解決を試みる体制の構築が重要という方向性を示しました。そうした状況において、ソーシャルワーク専門職としての職能団体である本会には、多様化・複雑化した地域課題に対応できる社会福祉士の育成とともに、現任の社会福祉士の実践能力の向上を図ることが期待されており、果たす



べき役割は大きいと考えています。

本会では、ソーシャルワークは時代や社会の情勢に合わせていくことが必要であることから、毎年度、重点課題を設定して取り組んでいます。全国組織である（公社）日本社会福祉士会では、日々のミクロの実践をメゾ・マクロレベルへと展開させ、ソーシャルワークの価値を深化させることをめざしています。このことを踏まえ、本会では、職能団体として期待される役割を果たすためにも、地域の複雑化・複合化したニーズに対し、メゾレベルでの取り組みを推進していくことを重点課題としています。会員の多くは、それぞれ日中は福祉現場での業務や実践活動を行い、それ以外の時間を活用して、ソーシャルワーカーとして、ミクロ・メゾ、そしてマクロへつながる実践を、地域の関係機関との関わりにどうつなげていけるのかを意識した取り組みをすすめています。

本会の組織体制としては、会員の自主的な意思により検討・活動したいテーマごとに集まった「委員会」の活動を組織の重要な部門として位置づけており、その活動を支援しています。「この問題について専門的に深めたい」という会員が集まれば、規程や細則に則り設置に向けた過程を経て、新しい委員会を“会員からの発信”という形で設置することができます。また、興味や関心があれば、会員の誰もがどの委員会にも入ることができ、複数の委員会に所属することも可能です。社会福祉士の国家試験に合格し、新たに入会するタイミングで興味や関心のあるテーマの委員会に入る方々もいます。

このほか、本会と連携・協力関係にある地区社会福祉士会（以下、「地区会」）という組織があります。現在、都内に40地区会が組織されており、地域のそれぞれの実情に応じて、特色のある取り組みや活動を行っています。地区会は、本会の会員だけでなく、地域の福祉関係者や学生など、福祉に関心のある方々も加入でき、例えば、保護司との協働や、地域の関係者・関係機関との連携・協働によるシンポジウムやイベントの開催、地域住民への啓発を行ったりしています。本会では、これらの地区会が地域に密着した取り組みを推進することを重点課題の一つに掲げ、活動費を助成して支援しています。

今後の成年後見のあり方を見据えた社協等への期待

本会のセンター活動の一つに、成年後見制度の利用や申立てに関する相談や、成年後見人等候補者の紹介などを行う「権利擁護センターぱあとなあ東京」があります。「成年後見制度利用促進法（成年後見制度の利用の促進に関する法律）」では、成年後見人の大きな2つの役割である「財産管理」と「身上保護」のうち、「身上保護」の比重が高く表現されています。成年後見制度は平成12年にスタートし、その前身である禁治産・準禁治産制度では法律家が担い手の中心でしたが、権利擁護の専門職として社会福祉士会が組織を挙げて参入し、長い年月をかけて対象者の生活と権利を護ってきたという自負を持っています。また、元来、権利擁護支援を専門性として実践していた社会福祉士が成年後見制度に関わることで、“権利擁護支援”という考えを特別なことではなく暮らしの場面に意識づけられたのではないかと考えています。令和2年10月に、厚生労働省から「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」が出されましたが、こうした「意思決定支援」にかかる検討においても、学識者の方に加え、（公社）日本社会福祉士会の担った役割は大きいと考えています。

現在、成年後見制度利用促進法のもと、成年後見制度利用促進基本計画により、市区町村には権利擁護支援の地域連携ネットワークとして「中核機関」等の設置が求められています。東京都では、これより以前の平成17年度から、東京都独自の施策として「東京都成年後見活用あんしん生活創造事業」が実施され、「成年後見制度推進機関（以下、「推進機関」）」が、社会福祉協議会等（以下、「社協等」）に設置されていました。推進機関では、地域での権利擁護に関する研修を行うなど、「中核機関」の役割の一部を担っており、各地域において社会福祉士も専門職の一職種として、弁護士や司法書士らと同様、研修の講師や運営委員会の委員、後見人連絡会や受任調整会議などの場面で関わっています。現場の第一線での取り組みをすすめているのは社協等の職員であり、その方たちが声を上げて、事実上、その地域の権利擁護の底上げをしていく役割を担っています。そのため、本会もソー

シャルワークの専門職である職能団体として、成年後見制度の利用支援に留まらず、社協等と一緒に地域づくりの一環として地域における権利擁護支援のしくみづくりをすすめていくことがとても重要だと考えています。

現在、厚生労働省では、令和8年の民法改正を視野に、成年後見制度の改正に向け動き出しています。現在の成年後見制度は終身利用を想定したしくみですが、今後、成年後見制度が、他の支援による対応の可能性もふまえ、本人にとって適切な時機に必要な範囲・期間で利用できるなどの“有期”になった場合には、制度利用の動機となった課題（多くは遺産相続などの財産管理）が終了した後、本人の支援を地域にどうやって移行・戻していけるかが課題です。その際の担い手となる人材が地域の中にいるのか、また、地域の社協等がそうした支援のしくみをつくっていけるのか、本会を始め、全国の各社会福祉士会としても、これまで以上にさまざまな面でサポートし、日本全国どこでも同じ権利擁護支援を利用できるようにしていく必要があると考えています。

社協等で実施している「地域福祉権利擁護事業（東京における事業名称／国では「日常生活自立支援事業」）」についても、東京都では体制上の問題もあり、利用者が飽和状況になっていて、新たな相談に迅速に対応することが難しい面があります。また、相続が発生した時や緊急的なアプローチが必要な時など、一時的に成年後見制度が使えて、被後見人の課題が落ち着いてきたら、専門職が後見人という立場で支援し続けなくてもよいと思う事案が実際にあります。そういった事案に対して、さまざまな選択肢を地域の中でいかに準備していけるのかということではないかと考えます。

権利擁護や意思決定の裾野を広げるという意味合いで、国の専門家会議では「持続可能な権利擁護支援モデル事業」についての検討がすすんでいます。その1つに、「簡易な金銭管理等を通じ、地域生活における意思決定を支援するしくみ」があります。日常的な金銭管理を介護保険サービス事業者や障害福祉サービス事業者等が担い、それを市民後見人等養成研修の修了者や当事者団体の人等による意思決定サポーターが見守り、意思決定を支援し、更にそれらを専門職団体や福祉関係団体が監督するというスキームです。他にも2つのモデル事業が実施されていましたが、これらと併せて第二期計画の中間年度である令和6年度に検証が行われています。いずれこのようなしくみが形になって、各地域に降りてくると思いますが、社会福祉士会もそういった地域のしくみを支える中で専門性を活かし、協力していくべきだと考えています。

身寄りのない方の支援や身元保証等の課題

身元保証や葬儀等の死後に生じる事務手続きを代行するサービスの中には、不安な運用の民間サービスも見受けられ、これまで監督省庁がなかったことは大きな問題でした。令和6年6月に内閣官房・内閣府ほか関連省庁の連名で「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」が出されるなど、身元保証等をめぐる動きが出て来ていて、東京都でも「単身高齢者等の総合相談支援事業」が予算化されました。

都内では、地域福祉権利擁護事業とセットで、身元保証に近い事業を実施している社協もあります。利用者や関係者からは「社協がやってくれたらいいのに」という声が1番大きいのではないかと考えられますが、社協で実施する場合には、どうしても利用条件を絞らざるをえないこともあるため、条件に合わない人も多くなると考えます。そのため、身元保証を利用する際の選択肢として、民間サービスの利用を考える方には、情報を見定めるための情報提供やサポートをする必要があると考えます。例えば、有料老人ホームの選び方についてのガイドブック（「あんしん なっとく 有料老人ホームの選び方」）を東京都が発行していますが、どのようなホームがあるかなどはあまり知られていません。高齢者施設にはどのような選択肢があるのかという講座を開くと受講される方も多く、こういった情報提供は今後も必要だと考えます。また、法定後見制度だけでなく、任意後見制度にも課題は多いため、制度全体をブラッシュアップしていく必要があります。特に単身者の多い東京では、さまざまな選択肢の中で、身元保証や死後事務の課題を解決できる、安全に安心して利用できるしくみが必要だと考えます。

日本では、アメリカなどの諸外国のように、ライフステージを通じて、個人や家庭を担当するホームロイヤーやフィナンシャルプランナー、ソーシャルワーカーと契約をすることはなく、必要になった時にしか頼まないという文化です。これは、日本では“老いた時には子どもに頼む”という空気感が残っているからだと思います。サポートが必要になった時に、地域や社会に依頼できるようなくみがあると良いと思いますし、そうしたしくみづくりの一端を地域の社協等が担っているのではないかと考えます。そういう意味でも、社協等に関しては、専門性のレベルを高く保つことをお願いしたいと思いますし、本会も協力したいと考えています。特に権利擁護や成年後見制度など、周辺の法律も含む業務については、難しく誤解も生じやすい部分であることから、社協等の職員が一定の知識や専門性を保てるような人材育成のしくみも大事だと思っています。

先ほど、成年後見制度が“有期”での利用になるという方向性についてお話ししましたが、課題が落ち着いて、後見人等が外れた方を地域に戻していく時に、地域には支えてくれるプロがいて、そのバックアップがあるんだという、安心して支援に取り組めることが必要だと考えます。どうやったらそのしくみを地域の中につくれるのか、発想を転換して考えていく必要があります。本会の中長期的な展望として、こうした取組みのベースに、地域共生社会の実現が念頭にあります。また、支援はカットイン・カットアウトではなくて、フェードイン・フェードアウト。いつか切れるのではなくて、ちょっとはつながっていて、必要な時には関わりを厚くし、そうでない時には薄くなるような、つかず離れずの伴走型の支援が求められていると考えます。

これまでソーシャルワークが行き届かなかった方への支援

本会では、罪を犯した過去のある人の立ち直り支援にも力を入れています。そのため、地域での「立ち直りを支える地域支援ネットワークづくり事業部」の支部活動を広げたいと、令和5年度から、本会からの費用助成やノウハウ提供のもと、希望した地区会を本会の支部として位置づけて活動することを始めています。3か年計画で10か所での立ち上げをめざしており、令和5年度で5支部、令和6年9月時点では7支部に広がっています。本会の支部として位置付けることにより、地域の行政機関や社会福祉法人等との契約の締結などが可能となるため、連携・協働をすすめ、地域の実情に応じた活動に取り組んでいけるものと考えています。社会福祉士はさまざまな関係機関との間に入って“つなぐ役割”として関わる人が多いことから、この立ち直り支援の地域ネットワークにおける実践を通じ、蓄積したノウハウをさらに他の地域にも広げていければと考えています。

また、令和5年度は、地域における再犯防止の啓発事業にも取り組みました。「再犯防止」といいますが、本会の観点としては、再犯防止のための活動というより、“ソーシャルワークが行き届かなかった”ということをふまえて取り組む必要があると考え、活動しています。罪を犯した方の背景はさまざまです。立ち直り支援にも、もっと早い段階から取り組む必要があります。触法状態に陥ってしまうのは、「ソーシャルワークが届いていないことで、彼らが自分らしく暮らしていけない状態があるから」という考えに立ち、地域における当事者の居場所づくりなどへの支援を推し進めていきたいと考えています。このような司法ソーシャルワークの取組みについては、東京から全国に広まりつつあります。

このほか、本会の取組みとして、令和4年の児童福祉法改正により新設された「子どもの意思表示等支援事業」について、複数の自治体から事業を受託し、意見聴取を行う意見表明等支援員の派遣や養成研修の実施なども行っています。

本会は公益社団法人として活動をしており、一部事業以外に行政からの補助金が交付されているわけではなく、本会から地域に根差した活動に取り組もうと思っても、残念ながら運営および活動資金は潤沢とは言えません。また、会員の多くは、役員（理事）も含め、それぞれの業務や実践活動を行いながら私的な時間を出し合って活動しているため、あまり大きな取組みはできません。職能団体への加入が社会福祉法で義務付けられているわけではないため、組織率が低いことも大きな悩みであり課題です。今後の目標として「社会福祉士の国家資格をもつ人は職能団体である社会福祉士会に入る

のが基本」という文化になるようにしたいと考えます。会員が増え、安定した財源が確保できればより多くの事業を運営することが可能となります。また、ソーシャルワークの知識・技術の専門性の向上と倫理性の維持・向上のため、「社会福祉士の倫理綱領・行動規範」を全会員へ浸透させ、理解を深め、それぞれのソーシャルワーク実践に落とし込んでいくことに力を入れていきたいと考えています。この「社会福祉士の倫理綱領・行動規範」は、世界のソーシャルワーカー専門職のグローバル定義として採択されたことを受け、日本ソーシャルワーカー連盟が「ソーシャルワーカーの倫理綱領」を改定し、（公社）日本社会福祉士会においても「社会福祉士の倫理綱領」として採択、さらにこの倫理綱領を行動レベルに具体化したものが「社会福祉士の行動規範」となります。ソーシャルワークの専門職の職能団体として、地域の住民の皆様や各種団体等の皆様に、社会福祉士の専門性や果たしている役割について広く周知し、社会福祉士の活動に対する理解を深めていただけるような取組みをすすめていくことも私たちの大切な役割だと考えています。



左から）事務局長の田村さん、会長の岡野さん、理事の新堀さん

ヒアリング実施概要

日 程：	令和6年9月20日（金）	場 所：	公益社団法人 東京社会福祉士会
お話を伺った方：	会長	岡野 範子さん	
	理事	新堀 季之さん	
	事務局長	田村 孝憲さん	

7 社会福祉法人 豊島区民社会福祉協議会

予防的な取り組みと人とのつながりで孤立しがちな方を支えたい

組織概要

- 「地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）」等の実施を通じて把握したニーズや、単身高齢世帯の増加を背景に、高齢者の日常的な見守りや入院入所・賃貸契約等のサポートを行う独自事業「備えてあんしん支援事業『はれやか』」を令和6年7月から開始。
- 豊島区内を8圏域に分け、各圏域にコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を2名ずつ配置（豊島区から受託）。住民が運営に携わる「区民ひろば」を拠点に、住民や町会自治会、民生委員、福祉施設・事業所、団体や企業などと連携して、個別支援と地域づくりを行う。
- 「くらし・しごと相談支援センター」として、生活困窮者自立支援事業の自立相談支援事業等を豊島区から受託し、生活困窮者のくらしや住まい、就労等の相談支援を行う。

身寄りのない高齢者の不安に応える、“安心”して地域で暮らし続けられるために

豊島区の単身世帯の割合は全体の6割に及び、とりわけ65歳以上の人口に対する単身世帯は約4割を占めます。民間賃貸住宅で暮らしている単身高齢者も多く、そうした単身高齢世帯等に向けて、豊島区民社会福祉協議会（以下、「豊島区民社協」）では、主に3つの支援に取り組んでいます。福祉サービス権利擁護支援室「サポートとしま」で行う、判断能力の不十分な方（認知症の高齢者や知的発達・精神などの障害のある方等）に対する「地域福祉権利擁護事業」での支援や成年後見制度の利用支援に加え、コロナ禍以降、新たに概ね65歳以上の高齢者を対象とした「豊島区終活あんしんセンター」の運営と「備えてあんしん支援事業『はれやか』」を始めています。

「豊島区終活あんしんセンター」は、単身世帯の増加やコロナ禍による不安の増大などを背景に、令和3年2月に区から運営を受託した事業です。介護・葬儀・相続など高齢者の終活に関する相談のほか、もしもの時に自分の想いを正しく意思表示できるしくみとしての「終活情報登録事業」の実施、エンディングノート配布等による普及啓発を通じて、区民の悩みや不安を解消し、今後の生活をより豊かにしてもらうことをめざしています。相談窓口には令和5年度1年間で800件近くの相談が寄せられ、相談者の半数以上が、いざという時に頼れる親族が身近にいない単身世帯となっています。遺言や相続といった「もしもの時」を見据えた相談を中心に、住まいや身元保証など、その内容は多岐にわたります。遺言や相続などの専門的な内容は、弁護士等への相談の場を設けたり、「頼れる先がなく賃貸契約の更新ができない」「アパート建替え後の引越し先がない」など、住まいに関する相談であれば、居住支援に取り組む団体につないだり、内容に応じた情報提供や関係機関等の紹介に取り組んでいます。事業実施にあたっては、相談内容が多岐にわたることが想定されたため、関係機関に相談をしながら、関連の知識や情報を増やしてすすめてきました。

また、こうした不安や悩みごとに関する相談のほか、「社会や地域に向けて何かやりたい」といった社会参加に関するご本人の声も窓口には寄せられ、ボランティア担当の部署やシルバー人材センターへつなぐなど、「今の生活をより豊かにする」というセンターの設置目的をふまえて対応しています。



“安心”して地域で暮らし続けられる、切れ目のない支援へ

これらの事業を通じて見えてきた、単身高齢者を取りまく状況や課題。身寄りはあるとしても、いざという時に頼れる親族が身近にいない人が多いことや、高齢期の不安、引っ越しや入退院などの状態変化にあわせてフォローしていく必要性が明らかになりました。

豊島区民社協では、そうした背景をふまえ、令和6年7月から社協の独自事業として「備えてあんしん支援事業『はれやか』」を開始しました。この事業は、単身高齢者が地域で安心して暮らし続けられるように、契約に基づく「もしもの時」のサポートを行うもので、開始にあたっては、区内の弁護士法人とも相談を重ね、事業化に至りました。社協職員による定期的な電話や訪問による見守りを基本に、特に心配されることの多い入退院時の支援、入所時や賃貸住宅契約時の緊急連絡先となることをはじめとしたサポート、葬儀や納骨といった死後の手続きなど、ご本人の意向に沿って必要なサポートを検討。公正証書遺言により遺言執行人を定めた上で、契約を結びます。

事業を開始してから約2か月の間に40件ほどの問い合わせがあり、2件が契約に向け準備中です。これまでの「サポートとしま」の事業に加えて新たな事業を始めたことで、判断能力が不十分となる前段階からの不安に応えることが可能となりました。また、ひきこもりや精神障害のある同居の子に関する将来の不安等の相談も寄せられ、これを「サポートとしま」で受けとめ、必要な支援につなげるなど、“切れ目のない支援”に結びついていることを実感しています。また、これまで地域包括支援センターや福祉サービスを利用する必要がなかった方、利用したことのない方からの相談も多く、「終活」という切り口から、社協として新たな層との接点が生まれています。

若者が孤立する前に、地域とのつながりをどう紡いでいくか

高齢者だけでなく、池袋という繁華街をもつ豊島区には、全国から若者が集まり、若年層の単身世帯も多く暮らしています。豊島区民社協が区からの委託で運営する、生活困窮者自立相談支援事業の窓口には、コロナ禍以降、若者からの住まいの困りごとや経済的な困窮状態についての相談が増加しました。継続的な就労が困難で家賃が払えなくなったり、SNSやゲームで知り合った人を頼りに上京したものの、うまくいかずにいきなり困窮状態に陥った方が来られたりします。また、社協の共生社会課に配置されているコミュニティソーシャルワーカーの元にも、若者支援団体を通じて20～50代の制度の狭間にいる状態の方についての相談が寄せられますが、生活保護以外の選択肢やつなぎ先がほとんどないのが現状です。相談者の中にはコミュニケーションに難しさを感じる若者も多く、彼らが相談や支援の窓口にとどり着くまでの関わりや、手続きを丁寧にサポートすることが必要になっています。

若者の場合、他の世代と比べて、接点を生み出すことや、関係を切らずにつながり続けることが難しい状況になることが多いです。学校を卒業すると、意図しなければ人とのつながりが限られてきます。「友達がいない」「友達をつくる場がない」という声は相談者からよく聞きます。学生の時に不登校になり、そのまま仕事に就かず家にいて、そのまま長い期間が経過し、親が高齢で亡くなってからはじめてその存在がみえてくる。こうした8050問題のようなケースは、近所に住む人からの相談によりわかることが多く、社協だけでは気づくことができません。近所の人には、実は不登校の時点から気づいていることも多く、早い段階からいかに地域との接点を生み出すかが重要になってくるといえます。

一方で若者は、社協がこれまで展開してきたような小地域ベースの地域づくりにはなじまない現状もあります。趣味やオンラインを通じてなど、若者のニーズをふまえながら、小地域にとどまらない広域的なつながりの場を生み出していくことが求められます。これは、私たち社協だけではもちろん難しいため、地域の行政や企業、民間のさまざまな団体とともに、どう接点を生み出していかを一緒に考えていかなければなりません。ボランティアセンターで推進するテーマ型のつながりや、ゆるやかな地域活動といった“多様なつながり方”が広がることで、若者が地域から孤立せず、何かあった時には頼れるような、そんな地域をめざしていきたいと考えています。

福祉が一人ひとりのすぐそばにあり、自分と他者に目を向けられる地域へ

増加する単身世帯だけでなく、区人口の約12%を占める外国籍住民や8050世帯、障害のある子を持つ世帯など、地域には潜在的に孤立しやすい層が存在します。豊島区民社協では、そうした層に対して、これまで地域で活動する団体や関係機関、ボランティアと連携・協働しながら対応をすすめてきました。

●地域の社会資源と連携した取組みの一例

- NPOや弁護士事務所等と協働し、コロナ禍の特例貸付を利用した外国籍世帯を対象に、フードパントリーの取組みなどを通じて、継続的な関わりを続けている。
- 子どもが環境に左右されることなく、学びの機会をもてる地域をめざして、子どもの学習支援等を行っている団体・機関でネットワークを組み、ボランティアの協力を得ながら、母子世帯などの子どもたちへの対応を行っている。
- 生活困窮自立相談支援窓口を利用する高齢者のうち、同居する子どもがひきこもり状態や無職であったり、そのことで本人の生活が立ち行かなくなっている場合には、生活困窮者自立相談支援窓口に併設されている、ひきこもり相談窓口の相談員と連携しながら対応をすすめている。

こうした取組みの一方、まだまだ必要な情報やアプローチが行き届いていなかったり、トラブルとして表出してからその存在や抱える問題が明らかになったりする現状があります。地域で暮らす誰もが孤立することなく、安心して暮らし続けるために、地域関係者と一緒に予防的な取組みもすすめていく必要があると考えています。「終活」の取組みのように、体力や気力が落ちてからではなく、早期から自分のことを考える・決めておくような、予防的な取組みを世代に関係なく当たり前のものにしていくかが課題です。

そのためには、誰にでも福祉の情報がすぐそばにある状況を常につくっておくことや、専門職だけでなく、地域住民が周囲の変化に早期に気づき、追い詰められてしまう状態になる前に、その気づきを共有し、何ができるのかを一緒に考えていく地域づくりが重要です。すでに地域の関係者によりすすめられている、サロン活動や居場所づくりの活動等を通じた予防的な取組みに関わりながら、これまで以上に幅広い方々とのつながりの中で、「社協として何ができるのか」を考え続けていきます。



豊島区民社協の皆さん

ヒアリング実施概要

日 程：令和6年9月13日（木） 場 所：豊島区民社会福祉協議会

お話を伺った方：地域福祉課長 小林 純子さん

権利擁護支援担当チーフ 天羽 瞬一さん

権利擁護支援担当チーフ 星野 貴輝さん

共生社会課長 田中 慎吾さん

コミュニティソーシャルワーク担当チーフ 宮坂 誠さん

自立相談支援担当チーフ 佐藤 浩美さん

8 社会福祉法人 悠々会

社会福祉法人として「地域をつくる」

組織概要

- 平成13年12月26日法人設立。東京都町田市で、特別養護老人ホーム2か所を運営するほか、グループホーム、短期入所施設、デイサービスセンター、居宅介護支援事業所、訪問介護、訪問看護、介護予防・日常生活支援総合事業、地域包括支援センターなど、高齢者福祉に関するさまざまな施設・事業所を運営している。
- また、「地域共生社会事業」として、「共生社会推進室」を設け、法人全体で“地域づくり”に取り組んでいる。

地域のニーズに応えるために

社会福祉法人 悠々会（以下、「悠々会」）は、町田市の小田急線「鶴川」駅近くにあります。現在、主に特別養護老人ホームや地域包括支援センターなどの高齢者福祉施設・事業所を運営しています。悠々会のある町田市では、市内10地区で「地区協議会」が設置されています。地区ごとの特性や資源を活かして、地区の課題解決に自ら主体的に取り組む団体のネットワークです。悠々会をはじめとする鶴川地区の社会福祉法人も「鶴川地区社会福祉法人連絡会」として、鶴川地区協議会の構成員となっています。また、鶴川地区には「鶴川地区社会福祉協議会（以下、「地区社協」）」も組織されています。悠々会の陶山慎治理事長は鶴川が“地元”。この地区で生まれ育ち、長年、消防団や民生委員、学校のPTAなど、さまざまな地域活動に携わってきました。そして、鶴川地区協議会や地区社協の立上げや運営にも深く関わっています。「障害の有無に関わらず年をとるなら鶴川・子育てするなら鶴川」を合言葉に、鶴川地区をより住みやすい地域にしようと活動しており、法人としてもこれらの活動に関わる中で、自然と地域の状況やニーズが見えてきます。

鶴川地区協議会が開催する「3水スマイルラウンジ」は、実施から既に10年ほど。毎月第3水曜日に鶴川地区内にある大学のホールを会場として、まなびのひろば、おやこのひろば、くらしのひろば、ボランティアのひろば、囲碁・将棋コーナー、折り紙教室・手芸教室、スマホ何でも相談、無料法務相談といった多様なプログラムを実施しており、地域住民の交流の拠点となっています。高齢福祉・障害福祉・子ども福祉、保健所やNPO法人、ボランティアや生涯学習の団体など、多分野がかわり、地域住民の相談を受けています。

また、1年ほど前から鶴川地区協議会と地区社協が協力して行う新しい取組みとして、「ハッピーフライデー」を始めました。「ハッピーフライデー」は毎月月末の金曜日に市民センターを会場として、さまざまなテーマでの講座や何でも相談会を実施しています。こちらの取組みも「みんなでつながろう」という思いで始めました。「3水スマイルラウンジ」も「ハッピーフライデー」もイベント終了後に関係者で情報交換会を実施しています。「3水スマイルラウンジ」の情報交換会はオンラインでの会議ですが、地域のキーパーソンを紹介しあったり、多分野が連携して取り組んでいる事例を共有しあったりするなど、関係団体が地域への理解を深めています。



「3水スマイルラウンジ」「ハッピーフライデー」チラシ

社会福祉法人として“地域づくり”に取り組む体制

悠々会では介護保険を中心とした事業を実施していますが、収入の20%は、介護保険以外の地域づくりなどの事業から得ることを目標としています。“地域づくり”も悠々会の事業のひとつとして内外に捉えてもらいたいと考え、職員には採用時から「大事なステークホルダーは“地域”である」ことを伝えています。地元の人が入所していたり、働いているということは、地域住民みんなが悠々会のことを知っているということ。そのため“今”の悠々会を地域住民に知ってもらい関係をつくることで、地域住民を助けるだけでなく、助けてもらえる存在でもありたいと考えています。

こうした思いから、法人として5年ほど前に「共生社会推進室」を設置しました。設置のきっかけは、理事長が民生委員として活動する中で出会った、住民からの「精神障害のある生活保護を受けている人に、地域から出て行ってもらいたい」という相談でした。そのような排除につながらないよう、住まいに困った方が引っ越してきてその地域に住むところから関わっていけるおせっかいな住まいをつくりたいと思い、「あんしん住宅」の事業実施につながりました。悠々会が居住支援法人となり、住まいに困る方に法人が借り上げた物件を貸し出す事業で、利用者は、見守りシステムや買い物・通院等のサービスも使えるなど、地域で安心して暮らすことができる形です。

“地域づくり”は特別な部署がやることではないことを職員に実感してもらうため、悠々会では全部署の事業計画に「地域貢献・共生社会づくり」という項目を設けています。その部署でできる地域づくりの事業を考えてもらうとともに、事業実施上の制約があるなどして、具体的に地域づくりに取り組みにくい部署は、その部署から見える地域課題から必要な取組みを構想し、共生社会推進室に事業を委託することができるようにもしています。

現在、共生社会推進室では、①「フリーモビリティ（買い物や外出に困っている方を対象とした電気カートによる送迎サービス）」、②ひとり親家庭を対象とした「配食サービス」、③「あんしん住宅」、④地域支援組織の運営を支える「サポート・コーディネート」といった、世代や分野を超えた事業を展開しています。地域に出ていくことで、地域の困りごとやニーズを拾いあげることが悠々会を知ってもらうことにもつながり、将来の利用者確保にもつながっていきます。“地域づくり”を明確に部署名に打ち出したことで、職員への理解促進もすすみました。

また悠々会では、「悠々会ボランティアセンター」も設置しています。もちろん、悠々会の利用者が地域住民と関わることによる、利用者の社会性の向上を目的としていますが、加えて、地域住民の生きがいづくりも目的のひとつに位置づけています。悠々会ボランティアセンターに登録することをはじめの一步として、鶴川地区協議会のサポーターになったり、町田市社協のボランティアセンターに登録し鶴川地区を越えて活動したりなど、地域活動への“参加”の入口となっています。

悠々会では今後、「共生社会推進センター『みんなの保健室』」の設置も計画しています。地域住民にひらかれた、より身近な相談場所として、また鶴川地区社会福祉法人連絡会の拠点として、さらに地域住民がオンライン診療を受けられる場所にできないかと考えています。『みんなの保健室』へのアクセスは、悠々会がすでに実施しているフリーモビリティを活用して、この場所まで来れば、福祉の専門職や世界中の医師と気軽につながれる居場所としても検討しています。

こうした地域づくりの事業は、なかなか利益が生まれるものではありません。しかし、地域にある社会福祉法人のブランドとして、地域に尽くしていきたいと考えています。そして、第一種社会福祉事業の枠組みだけで考えず、厚生労働省の補助金以外の助成金や寄附も積極的に活用していくことや、持続可能な事業にしていくための利用料設定など、財源も工夫し、黒字経営にもこだわっています。

今後に向けても、あんしん住宅事業のなかで死後事務委任を有料で事業化できないか、高齢者自身がACP（人生会議：自分の将来の医療およびケアについて専門家と話し合い、自分で意思決定する）を考えていく機会がもてないか、ショートステイ事業を活用して、いわゆる「8050」世帯の50代の子ども側の支援ができないかなど、さまざまなアイディアで新たな挑戦を続け、地域課題への取組みを広げていく予定です。

「地域 みんなでつながろう」を広げたい

理事長の陶山さんや共生社会推進室室長の鯨井孝行さんは、このような地域共生社会づくりを行うこと自体が、社会福祉法人の存在意義だと考えています。新しいことに取り組むことも「まずやってみる」を大切にしています。スタートダッシュを切ってみて、無理そうだったら修正する、それでも難しければやめる、ということももちろんあります。悠々会が地域住民に知られていることで、新しい事業にも取り組みやすく、こういう面でも地域との関係ができていと助けられます。また、新しいことを形にしていくときには、“誰と一緒にやっていくか”というキャスティングを重視しています。新しく始める事業が、「何かしたい」と思っている若い人とつながるきっかけになることもあります。

福祉に関わる職員は、制度や分野で自身の業務に制限をかけてしまうこともありますが、ニーズを抱えるすべての人に関わるという視点も必要だと考えています。また、その人のすべてに関わるということも重要です。鯨井さんら、「あんしん住宅」の担当職員は、経済的な課題・仕事・学校・引越しなどさまざまな分野に関わり、本人と一緒に窓口や機関を「たらいまわされる」こともありますが、それが本人を支援するということだと考えています。町田市の行政は、福祉の所管課だけでなく、住宅や交通など、分野を超えた協力体制をとってくれるので、とても助かっています。

悠々会では、これからも社会福祉法人として、ユニバーサルデザインやインクルーシブの視点を大切に「まちづくり」を担っていく考えです。例えば、再開発をすすめるまちづくりの会議に障害当事者を巻き込んだり、年齢を重ねて車の運転が負担となったヘルパーでも、送迎のしくみをつくり、訪問ヘルパーとして活躍できる環境をつくったり、福祉車両を活用して日中は地域の高齢者の買い物支援、夕方は地域の子どもの塾や習い事の送迎を行うことなども可能なのではないかと、構想しています。

以前は専業主婦や自営業者など、比較的時間の融通が付きやすい状況の方が、地域のことを考え、地域活動に取り組んでいましたが、現在は会社などで働く人が増えています。地域づくりは、地域住民が主体である必要はありますが、住民に責任を負わせるのではなく、社会福祉法人が後ろ盾となることで、より活動に携わるハードルが下がり、スムーズに活動ができるのではと考えています。

今後、東社協というネットワークの場を活かして、まずは、地域公益活動をやるという手前で、社会福祉法人がつながっていくことを願っています。社会福祉法人同士が連携を取り合い、貴重な福祉人材が働き続けられるような取組みや、福祉の人材バンクができるといいのではないのでしょうか。待機児童が減り保育園が少なくなっていくという出来事について、保育分野だけでなく、高齢分野や障害分野でも一緒に考えていきたいです。この「地域 みんなでつながろう」という思いが、他の地域にも広がっていくことを願っています。



左）理事長の陶山さん
右）共生社会推進室・室長の鯨井さん

ヒアリング実施概要

日 程：令和6年10月10日（木） 場 所：社会福祉法人 悠々会

お話を伺った方：理事長 陶山 慎治さん

共生社会推進室 室長 鯨井 孝行さん

9 公益社団法人 認知症の人と家族の会 東京都支部

認知症の人と家族の思いに心を寄せて

組織概要

- 1980年1月、京都で「呆け老人をかかえる家族の会」として本部が結成。報道等を通じて全国に共感と活動への機運が広がり、その年のうちに東京でも「つどい」が開催され、同年8月に東京都支部の結成へとつながる。東京都支部を含め全国47都道府県に支部があり、約9,500人の会員が励まし合い、助け合って「認知症になっても安心して暮らせる社会」をめざしている。
- 2024年8月時点で、東京都支部の活動を支える世話人は16人。世話人の全員がボランティア。会員は、認知症の家族や本人、専門職など約380人。
- 東京都支部の事業として、「つどいの開催」「支部報の発行」「電話相談」の3本柱で活動をすすめている。また、認知症への理解を広める啓発活動や行政への要望・提言なども行っている。

東京都支部の結成と変遷

「認知症の人と家族の会」（以下、「家族の会」）の本部は、1980年1月に京都で結成されました。私たち「東京都支部」も同年8月に結成し、以来、「認知症になっても安心して暮らせる社会」をスローガンに44年間、活動を続けています。

1992年、「家族の会」は国際アルツハイマー病協会に加盟しました。1994年9月に、毎年9月21日を「世界アルツハイマーデー」とすることが制定されましたが、このタイミングで、会の普及活動もスタートを切りました。2004年には国際アルツハイマー病協会の国際会議が日本で開催され、その後、当時の「痴呆症」から「認知症」へと呼び方が変わりました。また、2005年には「認知症を知る1年キャンペーン」があり、こうした流れが、社会の中で認知症のことがより知られるきっかけになったと思います。今日の、認知症の人と家族に対する支援のあり方や考え方は、長年活動を継続しながら私たちが当初から大切にしてきた思いであり、政策などにも反映され、現在では社会にも浸透してきたように思います。

東京都支部の活動を支える「世話人」は現在16人。全員が家族を介護する経験者で、ボランティアです。25年ほど前までは、世話人の多くは専業主婦でしたが、その後少しずつ、社会福祉士・ケアマネジャー等の有資格者やグループホームの立ち上げ経験がある人など、福祉・介護業務に携わっていて、なおかつ介護家族という仲間が増えてきました。ほかにも、「定年退職後にボランティア活

動をしたい」と考えて東京都支部の活動に参加している人もいます。そうしたさまざまな経験を生かして、一人ひとりが問題意識を持ちながら、コツコツと活動を続けてきているところです。

会員には、認知症の本人や介護家族、専門職も含まれ、毎年380人前後を推移しています。会員になった当初は親の介護家族だった方が、親を見送られた後もなお、活動を支えてくれたりしています。また、親世代の介護のあとに、配偶者の介護が始まった方がいたり、長いお付き合いの会員もいます。



ヒアリングの様子

認知症の当事者や家族の声を拾い、社会に伝える活動

東京都支部の活動の3本柱は「つどい」「支部報」「電話相談」です。「会員のつどい」は月に1回、東京ボランティア・市民活動センターの会議室を借りて開催し、毎回10名程が参加されています。介護家族が男女問わず参加され、日頃の悩みを共有する場となっています。また、「オンライン会員のつどい」「本人のつどい」「終末期を考えるつどい」、そして「オレンジカフェ」もそれぞれ隔月に開催しています。

「支部報」は2か月に1回発行しています。つどいに参加できない方にも、つどいの様子や認知症の人やその家族の声を「支部報」で届けることで、自分を重ね合わせたり、気づきを得たりするツールとしても役立てていただいているようです。

「電話相談」は、全国の支部に先駆けて1982年に開設し、2022年までの40年間で33,161件の相談が寄せられています。開始当初から電話相談の内容を記録し、その内容を分析し、10年ごとに報告書を発行しています。また、年に一度、「世界アルツハイマー月間（9月）」の記念講演会の開催や、テーマごとの勉強会をしたりもしています。電話相談の状況を記録することに加え、講演会や勉強会の記録も報告書として残すことで、その時々認知症を取り巻く社会の変遷や、時代を経ても変わらない考え方をたどることができる貴重な資料となっています。

認知症介護家族の当事者としては、会の活動に参加するまでは「なぜ私が…」という、いわば“被害者意識”で過ごしていたこともありましたが、講演会などで認知症の本人たちが自分の思いについて声を上げ始め、その声を聴くようになったことで「認知症の人はこんな思いでいたのか」と衝撃を受け、本人の思いに至ることの大切さに気がつきました。

そのほかにも、アンケート調査を通じて、介護の困りごとや本人や家族の思いなどを聞き、報告書としてまとめ、関係各所へ届けています。回答には、本人や家族から、たくさんの言葉が綴られています。自分の思いを外に発信する機会がなく、声を聞いてほしい人や溢れ出る思いがたくさんある人がいることが見えました。こうした認知症介護の現状の「生の声」を届け、社会に広く知ってもらいたいと考えています。

認知症基本法の施行と新たな「認知症観」

認知症を取り巻く社会状況の変化としては、2004年の認知症への呼び方の変更のほか、2000年の介護保険制度の創設、また、その後の変遷の中で提唱された地域包括ケアシステムの構築などは、社会のしくみの大きな変化であると思います。また、国の認知症施策として、2012年に「オレンジプラン（認知症施策推進5か年計画）」、2013年に「新オレンジプラン（認知症施策推進総合戦略）」がつくられ、その中の7つの柱において、はじめて「認知症の人やその家族」の支援について触れられました。2014年10月に「日本認知症本人ワーキンググループ（JDWG）」として、国内初の当事者組織が結成されたことも大きな動きでした。そうした社会や制度施策の動きも、多くの、本人や家族などの当事者の会の結成や、活動の後押しにもなったと思います。

そして、2023年6月には「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」、いわゆる「認知症基本法」が成立し、2024年1月に施行されました。

認知症基本法の基本理念や基本的施策の中には「国民が共生社会の実現の推進のために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深められるようにする」とありますが、この「正しい」とは一体何でしょうか。

私たちの活動を通じて感じていることは、社会の中では、認知症の症状が見られ始めた初期段階での情報が少ないことや、認知症に対する偏見・恐れがまだまだあるということです。認知症と一口に言っても、初期段階の状態と進行段階の状態では大きく違いがあります。それと同時に、環境要因によって症状や進行の程度に大きな差が生じることも、まだまだ知られていないように思います。偏見や恐れを抱くのは、進行した段階の認知症の状態を想像されることが多いこと、そして症状の進行に関する知識や情報が少ないからではないかと思っています。

そうしたことから、本人も家族も「認知症であることを認めたくない」という気持ちを持ち、初期の段階で必要な情報や関係機関へつながることを難しくさせています。そして、困り果てた家族がようやく専門職につながる頃には、症状が進行していたり、家族関係が悪くなってしまうということもあります。認知症という言葉の「イメージ」から、本人や家族が変化していく状態を受容しない、拒否するがあまりに、さまざまなことが悪循環につながってしまうこともあるということです。

人は誰もいつか必ず老いていくように、そして、老いていくと人は足腰が弱ることがあるように、認知機能も低下していくということを理解し、受け入れることが大事だと思います。どれだけ認知症の症状を学んで「正しい知識」を得たとしても、それと「認知症を受け入れる覚悟」を持つことはまた別で、しかし、それこそが重要だと感じています。認知症施策推進基本計画においても、「新しい認知症観」が明記されました。認知症は誰もがなりうる、多くの人に身近なものであり、認知症になっても自分らしく暮らし続けられる社会を実現していくことが求められます。

認知症基本法の施行で、東京都やそれぞれの自治体でも、認知症施策に関する計画の策定がすすんでおり、東京都支部にも、認知症の実態を知る者・家族当事者としての参画など、お声掛けいただくことが増えています。ほかにも、企業や医療機関など、さまざまな方から、協力や連携の話をいただくことがあり、社会全体の関心が高まっていることを感じます。

私たち東京都支部はこれからも、本人も家族も、それぞれの人生をどう「自分らしく」生きられるか、ということを大切に考えていきたいと思っています。そのために、認知症を取り巻く現状を少しでも広く理解してもらえよう、3本柱の活動を中心に、取り組んでいきたいと思っています。



左から）松下さん、大野さん、石黒さん
大野代表は1999年から活動に参加。「活動に参加したことで社会の状況も自然と知ることができた」と話します。

ヒアリング実施概要

日 程：令和6年8月20日（火）

場 所：公益社団法人 認知症の人と家族の会 東京都支部

お話を伺った方：代表 大野 教子さん

副代表 松下 より子さん

世話人 石黒 秀喜さん

10 東社協内の部会・連絡会等、会議でのご意見

部会等の会議の場において、新しい中期計画の策定方針等の説明とともに、「取組みの柱」の検討につながる現状や課題、東社協の場を使い、協働して取り組みたいことなどについて、ご意見をいただきました。以下、概要です。

施設部会連絡会

業種別部会連絡協議会のうち12の施設部会が参加し、共通課題について協議する場。
(令和6年6月17日・7月8日実施)

■地域の中で各施設・法人がより積極的に地域課題解決に向けた役割を果たす

- 地域共生社会の定義の中で、各種別の施設がもつ役割を改めて見直す必要がある。
- 地域の社会福祉法人のネットワークをより強めるとともに、各法人が地域課題に対応していく必要がある。
- 施設機能の地域への還元・高機能化には、各法人の理解と具体的な取組みが不可欠。取組みにあたっては人材不足も課題。

■制度の狭間や複合的な課題へ、分野や立場を超えた連携が必要

- 以前に比べ、他機関との連携のしくみができつつあるが、施設の取組み・役割が十分認知されていない。
- 国や都で策定されている計画や策定に向けた検討がすすむ各種計画と、東社協が考える方向性には共通の部分がある。
- 制度の狭間の課題、複合課題を抱える方や世帯には、種別や対象者などによる縦割りを超えて、連携での支援が必要。
- 困難な状況にある人を支えるためには、各自治体で、専門職がアウトリーチできる取組みや多機関連携のしくみづくりが必要。社会福祉法人が先駆けて取組み、その現状や実績を各地域の自治体に伝えて理解を得て、事業化していく働きかけが求められる。
- 同じ地域の中の施設や機関等でも、分野が違うとお互いの取組みや役割が知られていない。入口の相談は専門領域を問わず、まずは受けとめた上で、専門の施設・機関に適切につなげられる形が望ましい。分野・種別を超え、地域で最も中心的に取り組めるところが支援拠点になるとよい。
- それぞれの法人でもさまざまな種別の施設を運営しているところも多く、法人内で協働して取組みをすすめることも必要である。

■予防的な地域づくり

- 問題が重度化・長期化する前の、発見や予防的な対応がなされる地域にしていく必要がある。

■保育園の専門性や機能を活かして地域とつながる、貢献する

- 保育園がもつ専門性や資源（調理室、栄養士等）を活かして、「食を通じた支援」を地域に広げたい。

事例：地域の乳児家庭の離乳食支援／虐待や孤食など気になる家庭への支援として、地域の他事業所や商店にも協力してもらい夕食のお弁当販売や「子ども食堂」の実施 等

- 一時保育や園開放・広場事業など、地域の接点となる事業を通じた、保護者同士のつながりや交流の場づくりをすすめている
- 保育園の専門性、保育士の子どもへの発達への専門的な視点・知識を社会に発信していく必要がある。
- 地域の中でさまざまな機関等とつながり、取組みを実施している。

事例：種別を問わず福祉施設が集まり、人材確保・育成（研修）、災害対応などのイベントや会を定期開催。／保育園・幼稚園、町会自治会、民生児童委員がお互いを社会資源として活用しあう取組み

■小学生などの子どもたちの居場所のなさ、次のつなぎ先となる機関（保育園・幼稚園→小学校、小学校→中学校…）との連携の難しさ

- 小学生（卒園児）が地域の中で安心して過ごせる居場所づくりが必要である（夏休みに一人で日中を過ごす子、学童に入れず児童館からもあふれている子、家庭にも居場所がない小学生たちの姿）。
- 保幼小の連携における「縦割り」の壁（子どもを送り出す側は送り先の機関（保幼→小学校、小学校→中学校）と連携したいが、送り先の機関では元の機関と連携したい認識が薄く、必要な支援が途切れてしまう）。

■協働したいテーマや取組み、保育園の現場から見えている課題

- 地域の中の保育園として「災害対策」「防災」での協働が必要。
- 貧困やシングル家庭の抱える問題を社会課題とし、雇用側の企業等とともに取り組みたい。
- 外国籍の子どもとその家庭が日本で生活していくためには、単に窓口を紹介するだけにとどまらない、日本で生活していくための丁寧な伴走支援が必要である。
- 職員育成とともに力を入れていきたい（虐待・ハラスメントの防止、感情コントロール、子育ての価値観の変容への対応、働き方の変化）。
- 自治体間の取組みの差をなくす体制づくりが必要（今後5年でより人員確保が厳しくなり、地域間格差が広がる可能性がある）。
- 社会から保育園に求められる役割が大きくなる中、それらに取り組むためには職員配置の改善等、行政の資金面を含めた体制支援の充実が必要である。

■地域の課題解決に社会福祉法人等が積極的に役割を果たし、それぞれができることを知り、つながり、協働する

- 各施設・事業所の徒歩圏内のエリアの福祉は「自分たちが何とかする」のが社会福祉法人の役割。そうした姿勢と地域ネットワーク等の地域の横のつながりの中で、課題を共有することで各施設・事業所が取り組めることは多くある。

事例：福祉の出張授業を受けた小学生を施設のボランティアや見学に受け入れ、福祉の仕事への関心を高める／近隣の児童養護施設の子が就職先に困っている際、自施設で採用する／コロナ禍で仕事が減った障害分野の就労支援事業所に、自施設から清掃などの仕事を依頼する 等

- 多くの人が地域との関係性が希薄だが、それぞれの思いや抱える課題、地域との関わりを引き出せる場面をつくる必要がある。
- 高齢・障害・児童等の分野ごとの制度の壁が厚く高くお互いが見えにくい。その中でもできることにフォーカスして協働したい。
- 高齢分野の施設単独では高校生等の若者につながるのは困難。単に発信するだけでなく、地域に出て積極的につながりをつくる取組みと両面で取り組む必要がある。

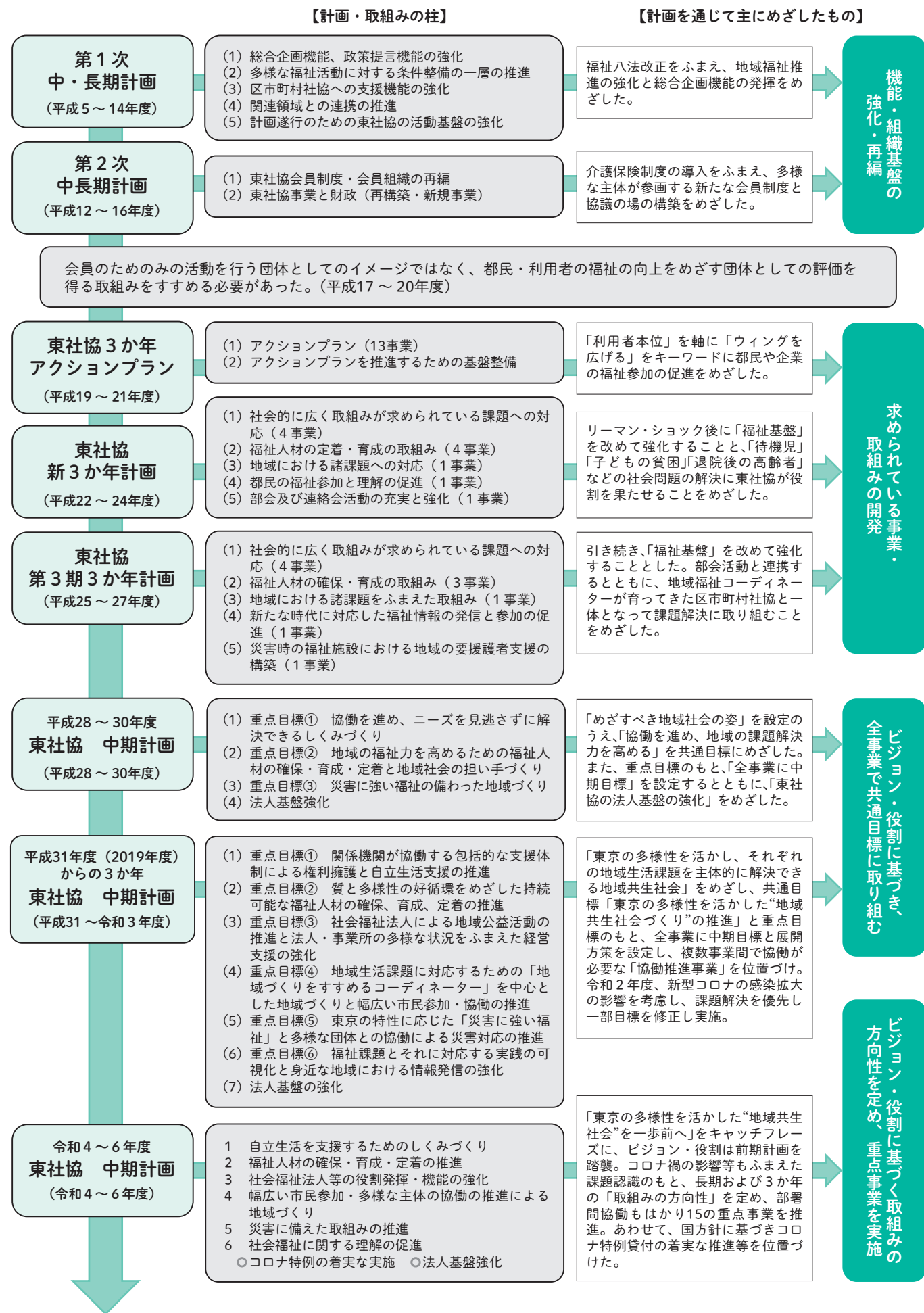
■各法人・施設事業所・専門職として、地域福祉に関する施策を理解し、その中で積極的に議論し取り組むことの必要性

- 国の地域包括ケアや地域共生社会づくりの方向性と、東社協の計画でめざすもの、また高齢協が取り組んできたことは基本的に一致している。
- 地域づくりと個別支援を循環させる視点や、「東京らしい多様性を活かす」という視点には共感。
- 社会福祉法改正による重層的支援体制整備事業の実施、認知症基本法、孤独・孤立対策推進法の施行など、近年の施策で、施設・事業所にも制度上で求められることが増加している。制度施策を正しく理解したうえで、積極的に取り組むために議論する必要がある。東社協へは、施設・事業所が理解を深めるための取組みや確実な事業化を期待する。

■行政（各地域での自治体）との連携の強化

- 東社協には、行政と事業者をつなぐ役割を期待している。地域で自治体に事業者の現状や課題、要望を直接伝えることには難しさがあるが、課題への対応には、自治体の理解が不可欠。自治体職員とともに学ぶ場や情報交換の場を作るなどして、理解と協働の下地を作ってほしい。
- 措置施設を中心に、行政職員にその役割や機能が知られていないことで、社会資源として十分活用されていないことが課題。知ってもらうための取組みや働きかけを東社協という場を使って強めたい。
- 「行政の責任」や「行政との連携」の認識は、措置の時代と、契約や指定管理の現在とは大きな違いがある。地域包括支援センターが行政との接点の中心にあるが、「個別支援」と「個別を支える地域を創る」ことの意味や方策を事業所側だけでなく行政にも認識してもらう必要がある。
- 身元引受人がいない方へは、老人福祉法に基づく措置制度を利用し、行政の広い裁量の中で対応すべき。しかし行政が責任や費用負担の面から動きづらくなっているのではないか。地域は「例外」だらけであり、うまく活用・協力していくことが必要である。

東社協におけるこれまでの中期計画



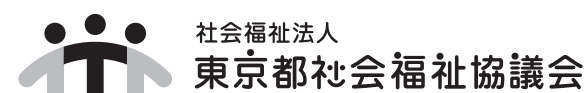
令和7～11（2025～2029）年度

東社協 中期計画

—『協働』でめざす「東京らしい多様性を活かした地域共生社会」—

□◆◇□◆◇□◆◇□◆◇□◆◇□◆◇□◆◇□◆◇□◆◇□◆◇□◆◇□◆◇□◆◇□◆◇

発行／令和7年（2025年）3月



〒162-8953 東京都新宿区神楽河岸1-1
TEL 03-3268-7171 FAX 03-3268-7433
<http://www.tcsw.tvac.or.jp>



本書は、社会福祉法人東京都共同募金会の配分金により作成しました。